

警視總監及地方官を監督す、而して地方局、警保局、土木局、衛生局、神社局、宗教局、之に屬す。

大藏省

大藏省 大藏大臣は歳入歳出、租税、國債、貨幣及銀行に關する事務を管理し、地方の財務を監督す、而して主計局、主税局、國債局、監査局、造幣局、印刷局、税關、之に屬す。

陸軍省

陸軍省 陸軍大臣は陸軍軍政を管理し、軍人軍屬を統督し、及所轄諸部を監督す、而して軍務局、經理局、醫務局、法官部、之に屬す。

海軍省

海軍省 海軍大臣は海軍軍政を管理し、軍人軍屬を統督し、及所轄諸部を監督す、而して又之を數局に分ちて分掌せり。

司法省

司法省 司法大臣は司法に關する行政、司法警察及恩赦に關する事務を管理し、大審院以下の諸裁判所を監督す、而し

文部省

文部省 文部大臣は教育學問に關する事務を管理す、而して専門學務局、普通學務局、實業教育局に分てり。

農商務省

農商務省 農商務大臣は農業、商業、工藝、技術、漁獵、山林、地質、鑛山及營業會社に關する事務を管理す、而して其所屬は農務局、商工局、山林局、鑛山局、特許局、地質調査所、大小林区署等とす。

逓信省

逓信省 逓信大臣は驛遞、電信、燈臺、浮標、船舶、及海員に關する事務を管理す、而して逓信省中に郵務局、管船局、電務局を置き、郵便、爲換、貯金管理所、航路標識管理所、船舶司檢所、電信建築署、電話交換局、及各地郵便、電信局、之に屬す。

樞密院

樞密院 樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢し給ふ

所にして、議長、副議長、顧問官及書記官長、書記官より成り、陛下の御諮詢に對し、會議を開き意見を上奏し、勅裁を請ふものとす。

検査院

詳細は二十五年五月法律第十五號參看

會計検査院 本院は天皇に直隸し國務大臣に對し特立の地位を有し其職員は院長、部長、検査官等より成り而して其職權は官金の收支、官有物及國債に關する計算を検査確定して會計を監督す。

### 司法制

司法權は行政權と共に執行權の一にして、立法者の定めたる法度を守り、聽訟斷獄を司るの大權を言ひ、法律の規定に違犯したる者を責罰し各個權利上の争點を裁判するの權

力なり。

裁判所

帝國憲法第五十七條に曰く「司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」と故に我國に於ては司法上の主權も立法、行政の二權と共に天皇陛下に屬し、裁判官は正に元首の名に於て司法權を實行す、而して司法權は裁判所之を行ふ、裁判所は分ちて(一)區裁判所(二)地方裁判所(三)控訴院(四)大審院とし、民刑事を裁判する所と定む、地方裁判所、控訴院及大審院は合議裁判所とて數人の判事を以て組立て、區裁判所は單獨裁判所(一判事)とす、以上の各裁判所は其階級に應じて各其權限を異にす、其詳細は裁判所構成法(明治廿三年二月公布法律第六號)に譲りて省畧すれども、區裁判所は始審の民事裁判所(或る權限)にして、地方裁判所は第

裁判所の管

一審の合議裁判所、控訴院は第二審の合議裁判所、大審院は最高裁判所にして終審の判決を與ふる所なり。大審院は東京にありて全國を管轄す、控訴院は東京、大阪、名古屋、宮城、廣島、長崎、函館の七所に置き而して地方裁判所は總て四十九ありて各府縣廳の在る所に置く、又區裁判所は殆ど三百あり、臺灣の司法部組織は別にして臺北に覆審院及各地に地方法院の設あり。

### 國防軍制

島國の國防

我邦の國防に對する位置は、四面環海の島國なるを以て、大陸に於ける各國の如く、境域相接するにあらず、又四圍外敵の間にありて僅に人為の堡塞に據りて國境を保つが如き

海岸線と國防

地にあらず、只我國の北西は、西伯利、朝鮮、支那と一葦水を隔て相對するを以て、古來國際上此地方とは多少の關係を生ぜしことあるも、而も毎に列國間に起り易き境界上の爭端の如きは曾て之を生ぜしことなし、是れ我が位置の海水を以て相隔絶せらるゝによる。

然れども我國防線の延長の如き、又我邦の地形の如き國防上頗る顧慮すべき點なり、抑我國防線の延長は七千四百六十七里の長きに亘るを以て、國防線の長さより言へば決して幅員廣き大國に讓らず、且つ盡く海防線なるを以て、無數の港灣は總て上陸に便にして之を防禦するに於ては頗る力を要すべし。

又我地形は幅狭くして其長徑は一千餘里にも亘るを以て

地形と國防

兵馬の駈け引に時日を要するの不便あり例へば北海道の守兵を以て遠く九州の防禦には應用すること易からず、又臺灣の守備兵を轉用して北門守衛の兵に力を併すること亦甚だ難し、且内地には山岳充斥して通路不便なれば之を横ぎりて南海岸より北海岸に赴援する時の如き幅狭き割合には頗る時日を要する等の不便あるべし。

兵制

兵役義務

我帝國の軍隊は大元帥陛下の統帥し給ふ所にして、全國皆兵の制なり、故に日本臣民の男子は満十七歳より四十歳までは總て兵役に服するの義務あり。

徴兵制

兵役を分て三種とす、常備兵役、後備兵役、及國民兵役是なり、常備兵役は分ちて現役及豫備とす、現役は陸軍は三年、海軍

は四年にして、滿二十年に達したる者之に服す、豫備役は陸軍は四年四月、海軍は三年にして現役を終りたる者之に服す、後備役は陸海軍共に五年とす、又常備及後備兵役にあらざる者にして、満十七歳より四十歳までの者は總て國民兵役に服せしむ、又陸軍には一年志願兵の制あり。

陸軍兵科

海軍兵科

陸軍兵は壯丁の身材、藝能、職業に従ひ、歩騎砲工輜重の各兵科及職工雜卒に區別し、海軍にありては之を水兵、火夫、職工及雜卒に區別す、又警備隊を置きたる島嶼の壯丁は、直に之に充て、其地に於て服役せしむ。

徴兵員

日本全國の徴兵員は毎年凡五十萬人あり、其内抽籤を以て現役に服したる者の外は陸軍補充員及海軍補充員に編入し、或は事故を以て徴集を猶豫延期して國民兵に編入す。

帝國の總兵員

我帝國兵員の總數は兵役義務を有する者、大凡七百萬人あれば兵となり得る者は少くも六百五十萬人に下らず、故に我國の兵員は頗る夥多なりと云ふべし、今之を國防上より配當すれば、一方里の邦土を二百六十二人の兵を以て守衛するの割合にして、海岸線一里に付九百二十五人の兵を以て防禦するものに當れり、又之を人口に配當すれば一兵員に付人口の六人強なり。

兵員と面積及人口

我國非常の際には陸軍に三十四萬人(海軍は此外)あり、之を我國土の面積に配當すれば、一方里に付十三人強にして、人口に配當すれば一兵員を以て百三十二人餘の國民を保護するの割なり。兵備は國家防衛の要具なれば、其國に應ぜざるべからず、之を標準とするに二要件あり、(一)國の面積、(二)國の人

口是なり、今歐洲に於て陸軍の強盛なりとの稱ある、諸國の陸軍と我國陸軍とを示せば左の如し。

國名	一方里に付兵員	一兵員に付人口
日本	一三人強	一三二人強
露西亞	一人四強	一八八人弱
獨逸 <small>(附屬地を除く)</small>	一三人強	九五八人強
佛蘭西	一五人強	七五人強
伊太利	一三人強	一一九人

軍政

帝國全軍は大元帥陛下の統監し給ふ所にして、陸軍大中將一人、帝國全軍の參謀總長に任じ、天皇に直隸し、帷幄の軍務に參し、出師、國防、作戰の計畫を掌る。

參謀

陸軍參謀

參謀本部は出師計畫、團隊編制、國防及作戰計畫、並に陣中要務規定、交通法及外國の軍事を調査し、兼て内外地誌、外國政誌及戰史の編纂等、専ら陸戰參謀の事業を掌る。

海軍參謀

海軍は軍令部に部長一人あり、大中將を以て任し、出師作戰の計畫、海岸防禦、諜報の調査、出師準備の計畫、海上運輸法の調査等、専ら海軍々事計畫を掌る。

陸軍

陸軍は全國各地に師團司令部、旅團司令部、聯隊區司令部を配置し、師團司令部に於ては中將を以て師團長とし、大佐を以て參謀長とす。師團長は師管内に在る軍隊を統率し、軍事に係る諸件を總理し、師管内軍隊の出師準備を整理し、又徵兵の事等を統轄せしむ。旅團司令部に於ては、少將を以て旅

團區幹部組

憲兵

團長とし、部下の歩兵二聯隊を統轄し、軍隊の訓練、風紀、將校の教育、内務、糧食及被服裝具のこと等を統べしむ。聯隊區司令部は中少佐一名を以て聯隊區司令官とし、其聯隊區内徵兵事務、及召集事務等を掌らしむ。又別に憲兵ありて、専ら軍事警察、司法警察を掌る。憲兵司令部は東京に置き、少將一名を以て憲兵司令官とし、全國の憲兵隊を統轄せしめ、各府縣に憲兵隊を配置す。憲兵隊は全國を十五區に分ちて、其管區に憲兵分隊を置き、常に其管内の情勢を審にして、不俱に備へしむ。

軍事教育

軍事教育には東京に陸軍士官學校を置き、將校を養成し、又東京に中央幼年學校、及東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本に地方幼年學校を置き、他日將校たるべき少年を教養す、又

造兵

陸軍管區

陸軍軍隊編

參謀官たるべき技能を授くる爲め、東京に陸軍大學校を置く、其他特別の技術を教ゆるに、陸軍戸山學校、陸軍砲工學校、陸軍軍醫學校、陸軍經理學校等の設けあり。

陸軍兵器を製造する爲め、東京、大阪、臺北に砲兵工廠あり、陸軍の管區は、師管を以て大區畫とし、全國を十三師管に大別し、更に之を五十二聯隊區に分てり、之を軍政上の區畫とす、而して其各管内に於ける壯丁を徵集して、之を隊伍に編成し、各衛戍地に配備駐屯せしむ。

軍隊は之を小隊、中隊、大隊、聯隊に區分す、四小隊を以て中隊とし、大隊を以て隊長とす、四中隊を大隊とし、少佐を以て隊長とす、三大隊を聯隊とし、中大佐を以て隊長とす、又歩兵騎兵、野戰砲兵は二聯隊を以て一旅團とす、歩兵二旅團と、騎兵

陸軍員數

一聯隊(或は一旅團)野戰砲兵一聯隊(或は一旅團)工兵一大隊、輜重兵一大隊を以て一師團とし、其他師團所用の各團體之に屬す、又各要地には要塞砲兵及警備隊を置く。

現今我陸軍は、十二個師團ありて、歩兵二十六個旅團、騎兵二個旅團と十一個聯隊、野戰砲兵二個旅團と十一個聯隊、要塞砲兵五個聯隊と三個大隊、工兵十三個大隊、輜重兵十三個大隊あり、此外憲兵隊及參謀本部に屬する鐵道大隊あり、其人員平時は約十一萬あり、各團隊編制、其配備は左表の如し。

東	都督部管轄	師團 <small>(司令部所在地)</small> 師團所屬	步兵旅團 <small>(司令部所在地)</small>	聯隊區 <small>(司令部所在地)</small>
	近衛	騎兵第一旅團 近衛東 1413 習志野 野戰砲兵第一旅團 近衛東 1413 習志野 工兵第一大隊 近衛東 1413 習志野 輜重兵第一大隊 近衛東 1413 習志野	第一 (東京)	本郷、宇都宮
	京	砲兵第一旅團 近衛東 151413 習志野 野戰砲兵第一旅團 近衛東 151413 習志野 工兵第一大隊 近衛東 151413 習志野 輜重兵第一大隊 近衛東 151413 習志野	第二 (東京)	佐倉、水戸

部督都部中				部督都部			
第十	第九	第四	第三	第八	第七	第二	第一
路 姫	澤 金	阪 大	屋 古 名	前 弘	川 旭	臺 仙	京 東
舞工砲騎 砲重 兵兵兵 10101010 砲大聯聯 兵隊隊隊	輜工砲騎 砲重 兵兵兵 9999 砲大聯聯 兵隊隊隊	由輜工砲騎 砲重 兵兵兵 4444 砲大聯聯 兵隊隊隊	輜工砲騎 砲重 兵兵兵 3333 砲大聯聯 兵隊隊隊	輜工砲騎 砲重 兵兵兵 8888 砲大聯聯 兵隊隊隊	函輜工砲騎 砲重 兵兵兵 7777 砲大聯聯 兵隊隊隊	輜工砲騎 砲重 兵兵兵 2222 砲大聯聯 兵隊隊隊	第一 旅第砲 團二兵 16151 砲重 兵兵兵 1111 砲大聯聯 兵隊隊隊
第 第 二 二 十 十 八 八 ( 姫 ( 路	第 第 十 十 八 八 ( 敦 ( 賀	第 第 十 十 九 九 ( 伏 ( 見	第 第 十 十 七 七 ( 豐 ( 橋	第 第 十 十 六 六 ( 秋 ( 前	第 第 十 十 四 四 ( 旭 ( 川	第 第 十 十 五 五 ( 新 ( 發	第 第 二 二 ( 東 ( 京)
20 福知山	19 敦賀	9 大津	18 豊橋	17 秋田	27 旭川	16 新發田	2 佐倉
39 姫路	36 金澤	38 伏見	34 静岡	32 山形	28 旭川	30 村松	3 東京
福知山、岡山	姫路、神戸	金澤、岐阜	大津、京都	大阪、和歌山	豊橋、静岡	名古屋、津	秋田、山形
弘前、盛岡	旭川、釧路	札幌、函館	仙台、福島	高崎、長野	東京、高崎	麻布、横濱	

海軍幹部組

部督都部西		部督都部	
第五	第六	第七	第八
島 廣	熊 本	九 龍	小 倉
砲工砲騎 砲重 兵兵兵 5555 砲大聯聯 兵隊隊隊	砲工砲騎 砲重 兵兵兵 6666 砲大聯聯 兵隊隊隊	砲工砲騎 砲重 兵兵兵 11111111 砲大聯聯 兵隊隊隊	砲工砲騎 砲重 兵兵兵 12121212 砲大聯聯 兵隊隊隊
第 第 二 二 十 十 一 一 ( 山 ( 口)	第 第 十 十 一 一 ( 熊 ( 本)	第 第 十 十 二 二 ( 松 ( 山)	第 第 十 十 二 二 ( 小 ( 倉)
11 廣島	13 熊本	12 松山	14 小倉
41 廣島	45 鹿児島	43 高知	47 小倉
廣島、尾道	山口、濱田	熊本、鹿児島	大村、宮崎
混成第一旅團(臺北)	混成第二旅團(臺中)	混成第三旅團(臺南)	
21 濱田	42 山口	44 高知	48 久留米
24 福岡	48 久留米	22 九龍	14 小倉
福岡、佐賀	小倉、大分	九龍、高雄	小倉、大分

海軍は我帝國の海岸及海面を分ちて、五海軍區とし、第一海軍區より第五海軍區に至る、各海軍區の軍港には鎮守府ありて、其軍區を管轄せり、鎮守府司令長官は將官を以て之に任し、管内の軍令を主掌し、軍紀訓練を統督し、軍政を管理す。



各軍港には司令官ありて、港内の守備、其他諸般の事を掌る、鎮守府所在の地には海兵團及造船廠あり、海兵團は軍艦乗員の補充及軍港守衛に充つべき現役下士卒を教育訓練し、新兵を徵募し、豫備後備兵を召集する所なり、造船廠は艦船を建造修繕する所なり、又軍艦は常備艦隊を編成し、其他は各鎮守府艦隊其他に分屬せり、艦隊司令長官及司令官之を統率して、環海を守衛し、攻守の任に服す、各軍艦には艦長あり、大中佐を以て之に充つ、各鎮守府の軍港には水雷團を置き、水雷敷設隊、水雷艇隊之に屬し、近海の水路を熟知せしめ、海軍要港の守備に充つるの制とす。

東京に海軍大學校を置き、佐尉官及機關士に高尚なる學科を授くる所なり、江田島(安藝)に海軍兵學校ありて、將校を養成

海軍管區  
第一海軍區

第二海軍區

す、横須賀に海軍機關學校あり、其他特別の技術を授くる爲め、砲術練習所、水雷練習所、機關術練習所を横須賀に置けり。

帝國五海軍區を述べんに、第一海軍區は本州東南海岸の國防幹線にして、其區域東は陸中の南九戸、北閉伊郡界より起り、西は紀伊の南牟婁郡界に至る海岸海面、及小笠原の海岸海面を管し、其海岸線の延長里程は一千〇五十七里ありて、沿海人口凡二百四十萬あり、其軍港は相模三浦郡横須賀港とし、横須賀鎮守府及横須賀海兵團ここに在り。

第二海軍區は紀伊南牟婁東牟婁の郡境より、石見長門の國界に至り、又九州東海岸は筑前豊前の國界より、日向南那珂南諸縣郡界に至る海岸海面、及四國の海岸及内海にして、其海岸線の延長里程は二千〇六十七里あり、沿海人口凡三百

第三海軍區

四十五萬を管す、第二海軍區の軍港は安藝國安藝郡吳港なり、吳鎮守府及吳海兵團あり。

第三海軍區は九州西南海岸にして筑前豊前の國境より起り、其西岸に沿ふて日向南那珂、南諸縣郡界に至る、海岸並に海面及壹岐對馬、沖繩諸島の海岸及海面を管す、其海岸線の延長里程は一千四百九十七里にして、沿海人口凡百九十萬あり、軍港は肥前國東彼杵郡佐世保にあり、佐世保鎮守府及佐世保海兵團あり。

第四海軍區は日本海岸にして、其管區は石見長門の國境より、日本海岸に沿ひ、羽後陸奥の國界に至るの海岸海面及隱岐佐渡の海岸海面を管し、其海岸線の延長里程は千〇五十五里、沿海人口は凡百三十五萬あり、其軍港は丹後國加佐郡

第四海軍區

舞鶴港とす。

第五海軍區

第五海軍區は本州東北岸及北海道沿岸にして、其區域は陸中北九戸、南九戸兩郡以北、海岸海面及北海道全部の海面とし、其海岸線延長は二千二百七十六里、沿海人口凡八百五十萬あり、膽振國室蘭郡室蘭港を軍港とす、室蘭鎮守府は未だ開廳せず、其開廳までは横須賀鎮守府に於て第五海軍區を管轄す。

海軍々人

其外、對馬國竹敷港を要港とし、陸奥國大湊を軍港、長崎、馬公、(港)の兩港を防禦港とす、現今海軍々人及軍屬總人員は、約二萬人ありて、或は軍艦に乘組み、或は海兵團に在りて教練に従事し、或は鎮守府其他にあり、左に帝國軍艦を示すべし。

艦名	艦種	艦質	噸數(噸)	馬力	速力(節)	砲數	建造年	地名
朝日	戰艦	鋼	一五、四四三	一五、〇〇〇	一八	五〇	三二年	(英)
三笠	戰艦	鋼	一五、三六二	一五、二〇七	一八	五〇	三四年	(英)
初瀨	戰艦	鋼	一五、二四〇	一四、七〇〇	一八	五〇	三三年	(英)
敷島	戰艦	鋼	一五、〇八八	一四、五〇〇	一八	五〇	三二年	(英)
富島	戰艦	鋼	一二、四四六	一三、六八七	一八	三八	二九年	(英)
八雲	戰艦	鋼	一二、一四〇	一三、六八七	一八	三八	二九年	(英)
出雲	戰艦	鋼	九、九〇六	一四、七〇〇	二一	三八	三三年	(英)
磐間	戰艦	鋼	九、九〇六	一四、七〇〇	二一	三八	三三年	(英)
淺間	戰艦	鋼	九、八五五	一八、〇〇〇	二二	三七	三二年	(英)
常磐	戰艦	鋼	九、八五五	一八、〇〇〇	二二	三七	三二年	(英)
八雲	戰艦	鋼	九、八〇〇	一五、五〇〇	二〇	三五	三二年	(獨)
吾妻	戰艦	鋼	九、四五六	一六、六〇〇	二〇	三五	三二年	(佛)
鎮遠	戰艦	鋼	七、三三五	一〇、五〇〇	一五	一八	一四年	(獨)
笠置	戰艦	鋼	四、九七八	一〇、五〇〇	二三	三〇	三一年	(英)
千歲	戰艦	鋼	四、八三七	一〇、五〇〇	二三	三〇	三一年	(英)
松島	戰艦	鋼	四、七二八	五、四〇〇	一六	二三	三三年	(佛)
嚴島	戰艦	鋼	四、二七八	五、四〇〇	一六	二三	三三年	(佛)
橋立	戰艦	鋼	四、二七八	五、四〇〇	一六	二三	三二年	(佛)
高砂	戰艦	鋼	四、二二七	一五、七五〇	二三	三〇	?	(日)

吉野 巡洋 鋼 四、二一六 一五、九六八 二三 三六 二五年 (英)

豐橋 水雷 鋼 四、一一三 三、九〇〇 一八 一四 一八年 (英)

浪速 戰艦 鋼 三、七〇九 三、六〇四 一八 一四 一八年 (英)

扶桑 戰艦 鋼 三、七七七 三、六五〇 一三 一八 一〇年 (英)

高千穂 戰艦 鋼 三、七〇九 七、六〇四 一八 一四 一八年 (英)

和泉 巡洋 鋼 三、五〇〇 五、五七六 一七 一六 一六年 (英)

秋津洲 巡洋 鋼 三、一五〇 八、五一六 一九 一八 二五年 (日)

以上の外三千噸以下の各艦は左の如し。

三千噸乃至二千噸 明石(巡洋) 須磨(巡洋) 濟遠(防海) 千代田(巡洋)

二千噸乃至一千噸 筑波(防海) 宮古(通報) 高雄(防海) 八重山(通報)

天龍(防海) 武藏(防海) 大和(防海) 葛城(防海) 筑紫(艦砲) 海門(艦砲)

千早(通報) 千早(通報)

一千噸乃至五百噸 天城(艦砲) 龍田(通報) 磐城(艦砲) 大島(艦砲)

愛宕(砲艦) 摩耶(砲艦) 赤城(砲艦) 鳥海(砲艦) 操江(砲艦) 鳳翔(砲艦)  
 五百噸以下鎮東(砲艦) 鎮西(砲艦) 鎮南(砲艦) 鎮北(砲艦) 鎮中(砲艦)  
 鎮邊(砲艦)

海軍力

我國軍艦は總て六十艘噸數二十四萬三千餘噸あり此外水雷艇は雷電等を始め七十隻其排水噸數は合計七千三百噸なり故に現今我海軍力は總計約二十五萬噸馬力三十八萬搭載砲數八百門あり。

地方自治制

自治の精神

我邦自治制度は明治二十一年四月市制及町村制の公布を以て初とす謹て勅語を案ずるに市制及町村制は地方共同の利益を發達せしめ人民の幸福を増進し隣保團結の舊慣

自治及自治區

を存重し且つ益之を擴張し市町村の權義を保護するが爲めに制定せられしものなり。

自治制度の旨趣は自治及分權の二原則を實施せんとするものなり抑國家の區域は廣大なれば同一の行政を施す時は是れに利あれば彼れに不利なるの結果を生ずるを以て可成各部の私利を達せしめ且つ之を管理する行政體裁を名けて自治と稱し自治體が公法上の權利を執行し義務を踐行する區域を指して自治區と稱す。

自治區の組織

地方自治區の組織は特立のものにして公法民法の二者に於て共に一個人民と權利を同くし之れが理事者たるの機關を有するものなり其機關は法制の定むる所に依て組織し自治體は即ち之に依て其意思を發表し之を執行すると

を得るものとす、故に自治區は法人として財産を所有し、之を授受賣買し、他人と契約を結び、權利を得、義務を負ひ、又其區域内は自ら獨立して之を統治するものなり。

自治區の階級

市町村

郡及府縣

我邦の地方自治區には三階級あり(一)市(二)郡(三)府縣是なり、此三階級には各土地及人民なる二原素を有す、若し此二者の一を缺ぐときは自治體をなすに足らざるなり、市町村なる團體は、共に自主自治の行はるゝ疆土にして、完全なる自治區なり、其區域は國土分畫の最下級にして、即ち國の行政區畫たり、郡及府縣に至りては、未だ完全なる自治の體を具備せずと雖、素と國の行政區畫にして、幾分か自治の制を兼ね有するものなり、故に自治區として之を觀れば、郡は數箇の町村の結合體にして、町村の分任力に堪へざる者は

郡に於て之を負擔し、又府縣は數箇の郡の結合體にして、郡の分任力に堪へざるものは府縣に於て之を負擔するものなり、以上三階級に行はるゝ自治制度を、市制、町村制、郡制及府縣制とす。

市

市制

市とは市街地にして郡の區域に屬せず、人口輻湊の地にして、別に獨立したる自治體の疆土なり、其區域は國土分畫の最下級にして、即ち國の行政區畫なり、之に施行する自治制を市制と云ひ、現今東京、京都、大阪の三市を始とし、其他人口凡二萬五千以上の市街地に實施せらるゝものなり、現に五十一市あり(市名略す)

市は法律上一個人と均しく權利を有し、義務を負擔し、凡市の公共事務は官の監督を受けて自ら之を處理するものと

市住民

市公民

す、而して其市内に住居を占むる者は、總て其市住民とす。市住民は市制に従ひ、公共の營造物、并に市有財産を共有するの權利を有し、及市の負擔を分任する義務を有す。市公民とは帝國の臣民にして公權を有する獨立の男子、二年以來市の住民となり、其市の負擔を分任し、其市内に於て地租を納め、若くは直接國稅年額二圓以上を納むる者を云ふ。市公民は市の選舉に參與し、市の名譽職に選舉せらるゝの權利あり、又其名譽職を擔任するは市公民の義務とす。

市は法人たるものなれば、之に代て思想を發露する爲めに代議の機關あり、之を市會と云ふ。市會議員は、市内の選舉人其被選舉權ある者より選舉し、其定員は市の人口に應し三十人乃至六十人を定限とす。市公民は總て選舉權を有す、選

市會

市會の組織

市會の權限

舉人は直接市稅納額の多少により、分れて一級、二級、三級に區別す。被選舉權は選舉權を有する市公民は總て之を有す。市會は其市を代表し、市制に準據して市に關する一切の事件、并に從來の委任に依り又は將來法律勅令に依て特に委任せらるゝ事件を議決するものとす。市會は其の職權に屬する市吏員の選舉をなし、市の行務を監督するの權利を有し、市の公益に關しては官廳の諮問に對して意見を陳述するの義務あり、又或場合に於ては、公法上の爭論に付、始審の裁決を爲すの權あり。

市は法人たるものなれば、之に代て業務を行ふ所の行政機關を有す、之を市參事會とす、而して其組織は集議制にして其吏員は(一)市長(二)助役(三)名譽參事會員を以て成り、市長

市參事會

市參事會の組織

市長

助役

収入役

區長

は市參事會員の一人にして、其會の事務を統理し、外部に對しては參事會を代表するの權を有す、市長の選任は市會に於て候補者三名を推薦し、上奏裁可を請ひ、助役及名譽參事會員は市會之を選擧す、市には市參事會の推薦に係る、収入役一名あり、又市の區域廣濶、人口稠密の地は、施政の便を計らんが爲め、之を數區に分ち、每區に區長を置く、然れども區は自治體にあらず、法人たるの權利を有せず、市には市會の議決に據り委員を置き、市行政事務の一部を分掌せしむる等のとあり。

市參事會の權限

市參事會は其市を統轄し、其行政事務を擔任し、市長の職務を補助す、市長は市政一切の事務を指揮監督し、處務の滯滞なきとを務む、又市參事會を召集し、之が議長となり、其議決

市財産

市の監督

を執行し、時に臨んでは議決の執行を停止し、急施を要する場合に限り、議決を俟たずして專行するを得べし、助役は市長に對して補助員の地位にあり、市の収入支拂會計事務を掌どるは収入役とす、市は財産權を有すること、概ね一個人と同一にして、自ら其經濟を管理するの專權あり、市は其義務に屬する支出を負擔し、其支出及市の費途を支辨するが爲めに、其財産より生ずる収入、及市税、其他の歳入あり、市行政は、第一次に於て府縣知事之を監督し、第二次に於て内務大臣の監督を受く、市の行政に關する府縣知事、若くは府縣參事會の處分、裁決に不服あるものは、内務大臣に訴願し、若くは行政裁判所に出訴することを得。

町村

町村 町及村は市と同じく、最下級の自治體にして、其區域は國土分畫の最下級たり、市と云ひ、町村と云ひ、都鄙の別によりて其名を異にするに過ぎずして、其原質に於ては彼是相異なるなし、故に其制度に於ても市制と大異あるとなし、又宿驛と稱し、町と稱するも、村落と差異あるとなし、故に自治制度に於ては、町宿驛及村は全く同一施政の下に立てり。町村制は市制を施行する地を除き、總て町村に施行する制度を云ふ、町村は法律上一個人と均しく權利を有し、義務を負擔し、凡町村公共の事務は官の監督を受けて、自ら之を處理するものとす。

町村制

町村住民

凡町村内に住居を占むる者は總て其町村住民とし、町村住民は村町村制に従ひ、公共の營造物并に町村有財産を共有す

町村公民

るの權利を有し、及町村の負擔を分任するの義務あり、又帝國臣民にして公權を有する獨立男子、二年以來町村の住民となり、其町村内に於て地租を納め、若くは直接國稅年額二圓以上を納むるものは、其町村公民と稱す、町村公民は、町村の選舉に參與し、町村の名譽職に選舉せらるゝの權利あり、又其名譽職を擔任するは、町村公民の義務なりとす。

町村會

町村會の組織

町村は法人たるものなれば、之に代て思想を發露する爲めに代議機關あり、之を町村會とす、町村會議員は、其町村の選舉人、其被選舉權ある者より之を選舉す、其定員は其町村の人口に準し八人乃至三十人とす、町村公民は總て選舉權を有す、選舉人は直接町村稅の納額多少により、分つて一級、二級に區別す、被選舉權は、選舉權を有する町村公民は總て之



町村會の權

を有す。

町村會は其町村を代表し、町村制に準據して町村一切の事件、従前特に委任せられ、又は將來法律勅令に依て、委任せらるゝ事件を議決するものとす、又其職權に屬する町村吏員の選舉を行ひ、町村の行務を監督するの權利を有し、町村の公益に關しては、監督官聽に意見書を差出すを得、又官聽の諮問に對しては意見を陳述するの義務あり、或る場合に於ては町村會は、公法上の爭論に付、始審の裁決をなすの權あり。

町村の執行機關

町村は法人たるものなれば、之に代て業務を行ふ所の機關を有す、而して其組織、市は集議制なれども、町村の行政組織は、特任制にして、専ら町村長之に任じ、助役一名若くは數名

町村長

を置き、之を補助せしむ、町村長助役は共に名譽職にして、町村長の職務權限は、其町村を統轄し、町村の名を以て委任の強制權を執行し、町村の事務を管理す、是を以て町村長は、一方に在ては町村に對して其執行の責任を有し、一方に在ては法律の範圍内并に官廳より其權限内にて發したる命令の範圍内に於て、百般の事項に涉り、町村の幸福を増進し、安寧を保護するを務とす、而して町村長及助役の選任は、町村會に於て、其町村公民中選舉權を有するものより之を選舉す、町村には町村長の推薦に係る、有給收入役一名ありて、收入支拂會計事務を掌る。

町村の財産

町村は財産權を有すると、概一個人と同一にして、自ら其經濟を管理するの專權あり、故に法律勅令に依て賦課せらる

る支出を負擔する義務を有す、其支出及町村の費途を支辨する爲めに、其財産より生ずる收入及町村税其他の歳入あり。

町村の監督

町村行政の監督は、第一次に於て郡長之を監督し、第二次に於て府縣知事之を監督し、第三次に於て内務大臣之を監督す。

町村の數

以上の制度に遵據して、町及村なる自治體をなすもの、大凡一千四百個町、一万四千個村あり。

郡

郡とは自治の疆土なる數町村の結合體なり、若し郡を以て自治體として之を謂へば、我邦自治區の第二階級なり、然れども現今の所謂郡は行政區畫の郡を指すものなり。

郡會

郡は其思想を發露する爲めに、代議機關なる郡會あり、其組

郡會の組織

織は郡内町村に於て、選舉したる議員を以て組織す、其員數は十五人乃至三十人とす、郡會議員の被選舉權は郡内の町村公民にして、町村會議員の選舉權を有し、其郡内に於て一年以來直接國稅年額五圓以上を納むる者、又選舉權は被選舉資格に同じと雖、直接國稅三圓以上とす、郡會は郡長を以て議長とし、其議決すべき事件は郡の歳入、出豫算其他郡會の權限に屬する事項を議決す、郡會は官廳の諮問に對し、意見を述べ、郡の全部又は一部の公益に關する事件に付、郡長又は府縣知事へ建議するとを得。

郡會の權限

郡委員會

郡の行政機關には郡參事會あり、其組織は郡會に於て議員中より互選したるもの三名、府縣知事に於て郡會議員若くは郡内町村の公民中より選任したるもの一名を以て成る、

郡参事會の権限

郡長

府縣

而して其議長を郡長とし、其職務権限は郡會の権限に屬する事件にして、臨時急施を要し、郡長に於て郡會を招集するの暇なしと認るとき、郡會に代て議決をなす事等、其他法律命令に依り、郡参事會の権限に屬する事務を處理す。

郡長は奏宣により任ぜられたる官吏にして、郡を統轄し、郡を代表するものにして、郡會及郡参事會の議決を施行し、及郡有の財産及營造物を管理し、并に郡の費用を以て支辨する工事を執行す。郡には必要なる郡吏員及委員を置くことを得。郡の行政は府縣知事及内務大臣の監督を受く。

府縣 府及縣は我邦行政區畫の最大なるものにして、郡及市の結合體なり、故に府縣は中央政府に直隸し、府縣の政務を行ふと共に、國家の政務を行ふ機關とす。

府縣會

府縣會の権限

府縣の思想を發露する機關を府縣會とす、其議員の定數は(一)人口七十万未満の府縣は三十人(二)七十万以上百万未満の府縣は五万を加ふる毎に一人(三)人口百万以上の府縣は七万を加ふる毎に一人を増すものとす。府縣會議員選舉權は、府縣内の市町村公民にして、市町村會議員の選舉權を有し、其府縣内に於て一年以來、直接國稅三圓以上を納むる者、又被選權の選舉資格と異なる所は、直接國稅十圓以上を納むるを要す、議員の任期は四年にして名譽職とす、

府縣會の議決すべき事件は府縣の歳入出豫算を定むると其他府縣會の権限に關する事項を議決す、府縣會は官廳の諮問に對し意見を述べ、及其府縣内の全部又は一部の公益に關する事件に付府縣知事又は内務大臣に建議するを

府縣參事會

得、府縣會の開議は毎年秋期一回三十日以内にして、臨時會は七日以内とす。

府縣には行政機關として府縣參事會あり、其組織は府に在ては、名譽參事會員八名とし、内郡部議員中より四名、市部議員中より四名を互選し、縣に在ては、縣會に於て其議員中より互選したるもの四名、及府縣廳に奉職の高等官中、内務大臣の任命に係るもの二名を以て成る。

府縣知事は府縣會及府縣參事會の議決を執行し、及府縣有財産及營造物を管理し、并に府縣の費用を以て支辨する工事を執行す。府縣知事は急速の場合に臨みては、府縣參事會の權限に屬する事件を專決處分するとを得、又府縣會の議決を経て、有給の府縣吏員及名譽職委員を置くことを得。

府縣知事

地方官

府縣各部課の掌程

内務部

以上は府縣なる自治體の事務を行ふ職員なるが、國家の政務を行ふ地方官としては、下の職員あり、知事、書記官、警部長、參事官、視學官、技師、典獄、屬、視學、技手、警部、監獄書記、看守長、是なり。各府縣には知事官房、内務部、警察部、監獄署を置き事務を分掌せしむ。

知事官房は(一)官吏の進退及身分に關する事項(二)文書の往復に關する事項(三)官印府縣印の管守に關する事項(四)褒賞に關する事項を掌る。

内務部は之を更に分ちて五課とす、即ち第一課は(一)議員選舉(二)府縣行政并郡市町村其他公共團體の行政の監督(三)府縣經濟并郡市町村其他公共團體の經濟の監督(四)兵事(五)社寺及宗教(六)名勝舊蹟(七)賑恤救濟等に關する事項及

他の主掌に屬せざる事項を掌る第二課は(一)土木(二)地理(三)土地收用等に關する事項を掌る第三課は教育學藝に關する事項を掌る第四課は(一)農工商(二)森林及水産(三)度量衡に關する事項を掌る第五課は(一)府縣に屬する國庫費の會計(二)府縣經濟に屬する收支出納に關する事項を掌るものとす。

警察部

警察部に於ては高等警察、行政警察及衛生の事を掌るものとす、又各郡市に警察署を置く。

監獄署に於ては監獄に關する事務を掌るものとす。

府縣職員の仕事

書記官は内務部長、警部長は警察部長、典獄は監獄署長となり、各知事の命を承け所部の事務を掌理す、參事官は知事の命を承け、審査立案を掌り、又臨時部課の事務を助く、視學官

府縣行政の監督

は上官の命を承け學事視察、其他一般に學事を掌り、又内務部第三課の課長となる、以上の外、内務部各課長は屬を以て之に充つ、又技師技手を以て之に充つることあり、其屬以下は各庶務に従事す。

府縣の行政は内務大臣之を監督す、府縣の行政に關する事件は、内務大臣に訴願するを得、又府縣知事の處分、又は府縣參事會の裁決に不服あるときは、行政裁判所に出訴するを得。

### 第四編

### 經濟

### 財政

國家の經費  
納稅義務  
租稅の種別

國家を組織し、其職務を履行する時は、第一に其活動に要するものは經費是なり、而して其經費は國家を組成する各人より賦納すべきものにして、之を名けて租稅と稱し、國民は必ず租稅負擔の義務を有す、之を納稅義務と云ふ。

租稅には國家より直接に徵收するもの、即ち國稅と、地方自治體より徵收するもの、即ち地方稅との二種あり、而して又別に市費及町村費ありて、市及町村なる自治體活動に要する經費を支辨するものとす。

### 租稅

國稅 國稅は之を國家事業に要する經費に支辨するものにして、其徵收科目の重なるものは、地租、所得稅、營業稅、酒稅、醬油、造石稅、鑛業稅、取引所稅、海關稅等なり、其外官業官有財產收入、雜收入等を以て政府の歲入とし、其額明治三十四年度に於て二億五千四百餘萬圓なり、之を、各強國の歲出入額に比すれば頗る小なり、(上欄を看よ)

國稅科目の中、其額の重なる稅額を擧ぐれば、地稅は明治三十三年度に約四千七百萬圓なり、酒稅は最多額にして五百萬圓を占む、次に海關稅約一千六百萬圓、營業稅五百八十萬圓、所得稅五百萬圓等を主とし、國稅收入總額一億九千

各國の歲出入(最近)	英	獨	佛	露	伊	埃	米
入 十億三千九百萬圓	入 六億八千九百萬圓	入 十億三千九百萬圓	入 六億二千九百萬圓	入 六億二千九百萬圓	入 六億六千九百萬圓	入 五億七千九百萬圓	入 四億七千九百萬圓
出 十億三千九百萬圓	出 六億八千九百萬圓	出 十億三千九百萬圓	出 六億二千九百萬圓	出 六億二千九百萬圓	出 六億六千九百萬圓	出 五億七千九百萬圓	出 四億七千九百萬圓

各國の租稅	擔入の負擔額
日	五、五四
英	二、五九
獨	二、五〇
佛	三、四三
露	八、三七
伊	一、六二

四百萬圓なり、其外營業收入は郵便電信收入一千八百萬圓、葉煙草專賣收入殆ど一千万圓ありて、總計二億五千五百萬圓なり。即ち國民一人の分頭五圓五十四錢に當る上欄に各國比較表あり

歲出は殆ど歲入と大差なき額にして、明治三十三年度に於ては、皇室費を始め、各省の支出額(經常費)は左の如し。

皇室費	三、〇〇 <small>萬圓</small>	外務省	二、一八 <small>萬圓</small>
司法省	四、八八 <small>萬圓</small>	内務省	一三、五三 <small>萬圓</small>
文部省	四、四七 <small>萬圓</small>	大藏省	四九、七一 <small>萬圓</small>
農商務省	二、二八 <small>萬圓</small>	陸軍省	三七、三〇 <small>萬圓</small>
遞信省	一七、五〇 <small>萬圓</small>	海軍省	一七、五一 <small>萬圓</small>
各省經常歲出計	一五二、四〇 <small>萬圓</small>		
各省臨時歲出計	一〇二、一四 <small>萬圓</small>		
總計	二五四、五四 <small>萬圓</small>		

地方稅

地方稅 地方稅の賦課は之を(一)地稅割(二)戶數割(三)營業稅(四)雜種稅の各科目に分ち、各府縣に於て徵收す、其支出すべき種目は府縣諸費、警察費、教育費、土木費、衛生費等にして、三府四十二縣の地方稅收入總額は約四千六百萬圓なり、而して其支出總額は約四千萬圓なり。

市歲入

市歲入は之を地價割、家屋及戶別割、營業稅割、所得稅附加等に賦課して徵收し、其他の收入を以て經費とす、其支出費目は、會議費、市區役所費、土木費、教育費、同補助費、衛生費、災害豫防費、警備費、勸業費、其他の諸費とし、四十五市の歲入合計は三百三十萬圓にして、人口一に付負擔額は七十四錢なり、又一市の平均歲入額は九萬四千餘圓にして、最も大なるは大阪市百八萬八千圓にして、次は東京四十九萬圓、京都三十五

町村税

萬八千圓等にして、最も小なるは、姫路市一萬三千圓、松山市一萬三千圓等なりとす、一人の負擔額最も多きは神戸市一圓五十五錢、大阪の一圓四十三錢等にして、最も少きは東京及徳島の三十五錢に次て、姫路三十七錢等なり、町村税も其徴收及支出科目は、市税に同じく、其明治三十年度に於ける三府三十三縣の收入總額は二千三百萬圓なり、故に一府縣の平均額は五十六萬千三百一圓にして、人口一に付平均負擔額は六十五錢なり、收入額の最も多きは福岡にして百四十八萬餘圓として、最も少きは鳥取二十四萬一千圓、宮崎二十六萬七千圓、次に東京二十九萬九千圓とす、又一人負擔額の最も多きは福岡にして一圓十七錢、次に京都九十八錢、島根九十八錢にして、最も少きは千葉三十五錢、次

國稅負擔額

に茨城四十一錢、埼玉、愛媛、大分の四十二錢等なりとす。各税の府縣に對する納額の多寡、各府縣に就き國稅納額の多寡を觀るに、一縣にして納稅額最も多きは兵庫にして、六百三十五萬圓に上れり、是れ酒稅の多額なるによる、次に東京にして四百五十萬圓、之に次ぎ大阪、愛知、福岡にして何れも三百萬圓以上なり、次に千葉、新潟、岡山、長野の各縣は二百五十萬圓以上を納稅す、又納稅額の最少なるは沖繩、北海道、宮崎にして六十二萬圓、次は鳥取、山梨、鹿兒島の各縣にして、一百萬圓に上らず、又一人口に對する納稅額の最も多きは兵庫にして、三圓八十錢、次に東京、福岡、岡山、大阪、茨城は二圓以上なり、最も少きは鹿兒島の八十八錢にして、次は長崎及岩手等なり、而して全國民の平均



地方税の配	國税と地方
布	税との負擔
	額百分比例
	國税
	地方税
	英六六三三四
	獨六九三三一
	佛七二二二八
	露八六一四
	伊七三三二七
	澳七三三二八

負擔額は二圓〇三錢なりとす。  
 地方税收入の最も多額なるは新潟にして百十四萬圓に上り、次に大阪、兵庫は百萬圓以上、愛知、東京、長野、京都、埼玉は八十萬圓以上なり、最も少なるは鳥取にして二十萬圓なり、次に長崎、宮崎、岩手、滋賀の各縣は三十萬圓に超へず、一人に對する賦課額の多きは京都にして八十六錢、次に秋田、大阪、長野、兵庫等とし、最も少きは長崎、鹿兒島、岩手の各縣にして四十錢未滿、次に三重、滋賀、山口、神奈川の各縣なりとす、而して全國の平均の分額は五十八錢なり。  
 國税、地方税、市費、及町村費を合計すれば、全國總收入額は三億一千七百萬圓にして、人口一に對する負擔額は七圓五十二錢なり。故に我國に於ける國税と地方費との負擔額割合

は、國税は百分の七〇・八にして、地方費は二〇・二の割合なり。  
 (上欄の各國と参照)

### 國債

國債とは國家の負債にして國民の負擔すべき債務なり、國債に外國債、內國債の別あり、外國債は國用多端等の爲め、資を外國より借入したるものなり、內國債は資を內國に募りたるものなり、凡時運の變遷、戰亂、騷擾及天變地異等は財政に影響を及ぼし、國債の原因となること各國皆然り、特に我邦の如きは維新の大變革を経過したれば、之に従ふ制度の改正、財政の整理、政務の擴張、擾亂の鎮撫等により、多額の公債を募集するに至り、維新以來内外の公債を起せしもの前

外債  
内債

歐洲各國の 國債額 一六〇〇	英 一六五	法 一三一	德 一四七	美 一四九	日 一四四	俄 一四二	伊 一四五	希 一三二	白 一四五	土 一四四	瑞 一四二	佛 一三八	和 一九五
----------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

後十七回變亂に付臨時借入したるもの一回なりしが、大半其償還を了り明治三十二年度に於て、未償還公債高は五億三百萬圓なり。而して外國債は既に悉く償却し了りて之を餘さず内國債中、整理公債約一億六千萬圓、軍事公債約一億二千萬圓を大額とす。今五億三百萬圓の公債額を國民に分配すれば一人口に付約十一圓に當るの割なり。(上欄參看)

### 貨幣

德川の幣政

貨幣は物貨融通の媒介物にして、各國皆其制あり、我國維新前は、各藩に於て財政を異にしたるを以て、通貨の制も亦其各藩に於て區々なりし、而して德川政府發行の硬貨は、凡三

德川の貨種

類ありし、(一)金貨則ち判金、(二)銀貨、(三)銅、眞鍮、鐵の諸錢是なり、硬貨の外に各藩々及旗下に於て、其各領内通用の爲に製造發行せし楮幣ありて、金札、銀札、錢札、米札等の名を附し、全國各藩に於て發行したるを以て、其種類甚だ多く、凡千六百餘種に下らざりしと云ふ。

德川の通貨

以上の舊通貨の流通額は金銀貨合して凡一億四千萬圓(新貨に換算し)、舊銅、眞鍮、鐵錢等凡六百餘萬圓にして、又各藩及旗下發行に係る通用札は、其總額凡三千万兩内外なりしと云ふ、故に貨幣流通高は凡一億七千五百萬圓内外なりしなるべし。

幣制改革

世界各國對峙通商の時運に及びては、到底舊來の貨幣制度の不便不良なるを感じ、慶應四年新政府は貨幣改正の必要

を認め、舊制を改革して更に各國の良制と我國の慣例とを折衷して新貨鑄造に着手せり、貨形は舊貨の方形なりしを改めて圓形となし、其價名は十進一位法を採用したり、而して新貨の種類は金貨、銀貨、銅貨の三種、後白銅貨を加へたりと定め、爾來明治三十年迄此制を採れり、然るに明治廿七八年の戰勝の結果によりて、清國より償金を得たるを以て、之を機として、金貨本位説起りて、遂に明治三十年十月一日以來金貨本位を採用することゝなれり、各種貨幣の鑄造高は、明治三年創業より三十二年に至るまで、總計四億三千九百八十萬圓にして、其内譯は左の如し。

金貨	一八五八六	銀貨	二二三三一七
白銅貨	八一九	銅貨	一二四一

新貨種

金貨本位

流通高

紙幣  
銀行紙幣  
兌換券

紙幣は政府より發行せしものは、百圓、五拾圓、拾圓、五圓、二圓、一圓、半圓、五十錢、二十錢、十錢の拾種にして、其後國立銀行の創立ありて、銀行紙幣を發行したり、而して國用多端の爲め頻りに紙幣を増發したるを以て、年々紙幣の流通高は其額を増し、明治十二年の如きは一億四千六百五十萬圓の巨額に達し、物價騰貴し、硬貨と紙幣と著しく差を生ずるに至れり、其後漸次紙幣を消却し、明治十七年日本銀行の設立ありて、兌換銀行券を發行し、他の紙幣は益々消却したるを以て、兌換銀行券の流通額は増加したれども、他の紙幣は著しく減少せり、即ち明治三十二年度末には紙幣は二百餘萬圓、銀行紙幣は六十萬圓に減少し、兌換銀行券の流通は二億二千七百萬圓となり、硬貨發行高は四億三千八百六十萬圓とな

れり、故に我國現今までの貨幣發行高は、硬貨紙幣を合して、凡六億六千八百萬圓なり、之を全國人口數に配當すれば、分頭凡十四圓五十錢なりとす。

### 富の配布

富の配布の  
状如何

我國富の配布は如何、何れの地方を以て最も豊富なりとし、又何れの地方を以て最も欠乏せりとするやの問題は、頗る重要なれども之れを解釋するは頗る難きことたり、然れども其梗概を知るべき材料二あり、(一)は所得納稅額にして、(二)は貯蓄金額是なり、今此の二要素に就き左に述べべし。  
(一)所得納稅額 所得稅は凡人民の資産、又は營業其他より生ずる所得、一年三百圓以上の收入あるものは納稅の義務

所得稅

富豪

あり、此納稅額は富の配布を觀るに頗る好材料なり、今所得高に付富の配布を二様に觀察すべし、第一は富豪家の多少、第二は住民一般に平均したる所得額の多寡是なり、富豪家の多少 爰に富豪と稱するは一家にして一年間の所得高、一萬圓以上の者を謂ふ、此富豪の最近に於ける數は、全國に八百六十一家あり、(内一萬圓以上の者五百七十六、二萬圓の者百三十二、三萬圓以上の者百六十二あり、其總所得高は二千百二十萬圓なり、而して東京は首府にして經濟社會の中心なれば、富豪の多き固より其所にして、現に三百三家あり、即ち全國富豪總數の三割五分を占めたり、其所得高は殆ど一千萬圓にして、全國富豪所得の五割を占めたり、故に天下の富豪は東京に集まれりと謂べし、次に富豪多きは

東京の富豪

各地の富豪

大阪にして百十七家而して其所得高は約二百七十三萬圓にして、殆ど全國の八分の一に當り、東京の四分の一強なり、大阪に次ぐは兵庫にして富豪は五十家ありて、其所得高は百十萬圓なり、次に神奈川は三十五家にして所得高は九十萬圓なれば、東京の一割なり、是れ主として横濱にあり、次に京都は三十三家を有し、所得高は五十二萬圓なり、第六位は愛知にして二十九家なれども、所得高は六十萬圓なり、新潟は二十五家にして、所得高は五十五萬圓なり、其外岡山は二十二家にして四十萬圓、福岡は二十家あれども所得高は五十八萬圓なり、是れ炭業者を主とす、次に以下の各地富豪の數を擧ぐれば左の如し。

十九家——〔滋賀〕 十六家——〔熊本〕 十一家——〔三重〕

千戸に對する納稅者數

十家——〔千葉 栃木 山形〕 九家——〔宮城 奈良 長崎〕  
 八家——〔山梨 静岡 廣島〕 七家——〔群馬 富山 鹿兒島〕  
 六家——〔岐阜 山口 香川〕 五家——〔鳥取 高知 愛媛〕  
 四家——〔長野 福島 島根 佐賀〕 三家——〔埼玉 岩手 和歌山 徳島 宮崎〕 二家——〔福井〕 一家——〔石川 青森〕  
 皆 無——〔茨城 大分 沖繩 北海道〕

一般の納稅額 次に現住戸數千に付所得納稅者の多寡を述べん、是れ最も一般に分布せる自然に近き富の配布なり、全國を平均すれば千戸に付納稅者は二十四戸、二なり、全國中最高を占むるは東京にして六十九戸、八に當り、大阪五十二戸、三にして第二位とす、京都は四十五戸にして第三位に居る、即ち三府の富は最も高し、次に神奈川は三十六戸、七に

して、其他は總て千戸に付三十戸に達する所なし、左に之を概括すれば。

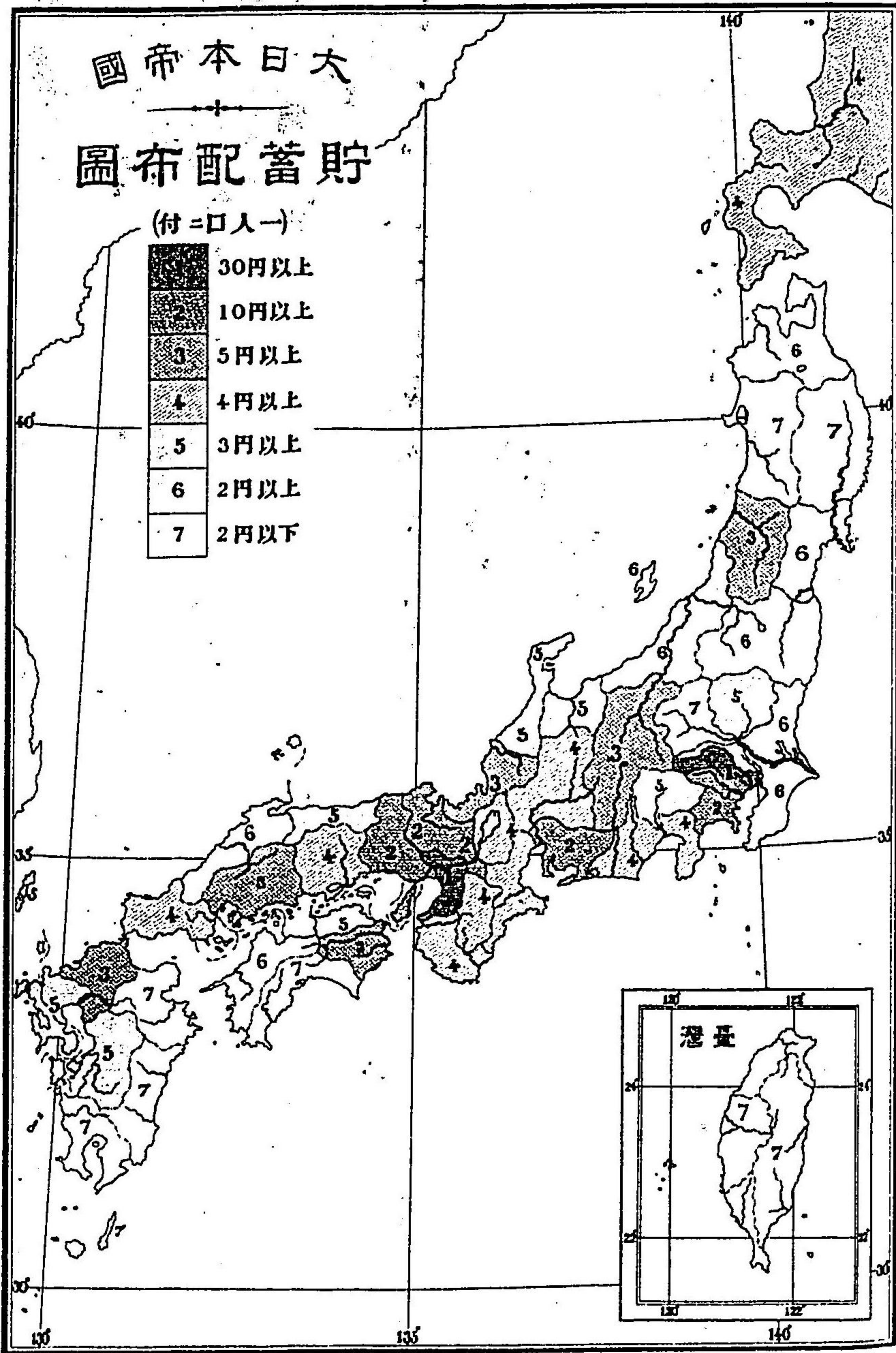
- 二十五戸以上 [福岡 群馬 山形]
- 二十三戸以上 [栃木 崎玉 兵庫 岡山 富山 山梨 長崎 石川]
- 二十戸以上 [茨城 長野 山口 三重 奈良]
- 十七戸以上 [滋賀 福井 愛知 青森 鳥取 福島 秋田 千葉 熊本 岐阜 新潟 和歌山 廣島 高知 香川 大分]
- 十七戸以下 [徳島 佐賀 岩手 島根 愛媛 宮崎 鹿児島 北海道 沖縄]

富の平均を得たる地

右に據れば富の頗る能く配布したるは、埼玉、群馬、石川、茨城の各縣なるべし。埼玉は富豪は三家なれども一般の納税者は二十四戸、四あり、群馬は富豪は七家にして一般納税者は二十八戸あり、石川は富豪一家なれども一般納税者は頗る多く、茨城は富豪皆無にして、一般納税者は二十二戸二あり、之に反して富の分配の不均なるは、愛知、新潟、滋賀、熊本の各縣なり、愛知は富豪は二十九家あれども一般納税者は十九戸二に過ぎず、新潟も富豪は二十五家あれども一般の納税者は富豪皆無の茨城に及ばず、滋賀は富豪十九家、熊本は十六家あれども一般納税者は茨城、石川等に及ばず。故に所得納税額の成績より立言すれば、我國の最も富有地は東京一府を以て全國と匹敵すべき富を有する隨一地と

富の大不平均地

富有地



薄富の地

一人口に付貯蓄金額

東京 六九八〇  
大阪 三三六二  
神奈川 一七〇三  
京都 二三四一  
愛知 一〇八二  
兵庫 一〇〇八  
滋賀 九五五

し之に亞ぐは大阪、京都の三府及神奈川兵庫とし之に次ぎ福岡は九州の富有地にして岡山は中國の富有地なり、又山形は奥羽の富有地にして愛知は關西の富有地なり、次に滋賀、三重は近畿の富有地にして新潟は北國の富有地なり、又薄富の地は奥羽に於ては岩手、青森とし、關東にありては千葉、關西に於ては岐阜、北國の福井、近畿の和歌山、中國の島根、四國は概して富の度低く、九州にては大分、宮崎は薄富の地なり。

(一)貯蓄金分佈 次に富の分配を観るに、一要素たる貯蓄金の各地方に於ける分佈を述べし。茲に貯蓄金と稱するは(一)金庫預金(二)郵便貯金(三)銀行預金(私立、國立、農工貯蓄)の各貯蓄金額を合計したるものを云ふ。

千葉	宮城	青森	新潟	島根	愛媛	埼玉	伊賀	栃木	石川	鳥取	熊本	山梨	香川	宮山	長崎	長野	山形	廣島	徳島	福岡	福井	岡山	山口	岐阜	和歌山	静岡	三重	奈良	北海道	
三三〇	三三〇	二六三	二六八	二七四	二八〇	二八〇	三〇八	三三〇	三三〇	三三三	三三三	三三〇	三六〇	三八三	三九五	四〇〇	四一〇	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三

以上の貯金總額は、全國を通して三億五千二十二萬圓に達し、之を人口に配當すれば、一人に付七圓五十錢を平均額とす。而して此平均額以上に在るは、上表に詳なるが如く、僅に東京以下三府五縣一道にして、他の三十八縣は悉く平均以下に在り、されば我國貯蓄額は甚だ不平均にして、五六個所に於て著しく多額を占め、平均を浸蝕し、他は甚だ少額なるを知るべし。即ち東京は一人人口に付殆ど七十圓、大阪は三十圓、餘を占めたり、神奈川、京都、愛知、兵庫の各地は總て十圓以上にして貯蓄の盛なる地なり。

北海道は所得税に於ては、甚た下位なりしも、貯金に於ては平均以上を占む、是れ出稼者の貯金に係る、又奈良、和歌山、岐阜、山口、福井の各縣は所得税に於ては何れも下位なりしも、



福島	三、三
茨城	三、〇
秋田	一、五
群馬	一、五
大分	一、五
高知	一、五
宮崎	一、五
鹿児島	一、五
岩手	一、五
沖繩	〇、六
臺灣	〇、三

貯金は頗る盛なり、之に反して新潟群馬栃木埼玉の如きは、所得税に於ては上位に居りしも、貯蓄金は頗る少額なり、特に群馬の如き比較的最も少額なり、是れ蠶業地にして、富の得易く、貯蓄心に乏しきによるか、栃木埼玉福島千葉等關東の蠶業地方の少額なるも同原因に歸すべし。

我國の富力は年一年に増殖するの傾きあり、試に是より十年前、我國の富力を観るに著しく下位にありし、明治廿二年には全國富豪の總數は三百三十九家にして、今日は八百六十一家なれば五百二十二家、即ち殆ど三倍を増し、又一般富の配布に於ても、之に準じて殆ど三倍の増加なり、特に貯蓄金に於ては最も著しき増進なり、富は從來中央に吸集する傾きありしが、近來は頻りに一般特に貧地に流布するの傾

富なる各

向を生し來り、例へば東京大阪の如き他の地方の進歩に比すれば、割合に進歩遅く、從來薄富の地たりし所程富力は著しく増進しつゝあるを見る。例へば福井鳥取秋田高知の如き其最も進歩せる所なり、總して曾て富有地を以て目せられたる、各所の富力は割合増加せず、而して薄富地方と稱せられたる、各地は皆甚しく増加したり、是れ著しき特相にして、富力に於けるも漸次、中央集合の弊を去りて、地方分布の傾向を生じ來りたるを観るべし。

各地に於ける富の配布を観るに、全國中富の著しく多き地二ヶ所あり、一は江戸灣南岸にして、一は大阪灣頭の一部なり、前者は東京を中心として甲州の多産地に廣がり、後者は京阪を中心とし、其左右には東に江州の慧商地、及勢州の多

産地を控へ、西に兵庫の酒釀地を控へたり、之に次ぐの富地、  
 又二所あり、一は松島灣及新潟海岸に濱する一部なり、是よ  
 り相連絡して内部の機業旺盛なる兩毛地方に及び、次は  
 博多灣に濱する一部にして九州中の富有地なり。(貯蓄分配を熱覽して要領を解せよ)

### 第五編

## 交通

### 交通の發達

交通と開發の關係

世運の發達は先づ交通の自在なるにあり、交通運輸にして不便ならんか、其開國は古しと雖、開明に赴くものは鮮し、故に人類は常に交通運輸の便を覓めて止まず、必ず之に依りて其便を達し、企望を充さんと務めざるはなし、抑、交通を拓き運輸を便にするとは、人力を以て可成天然の障害を除去して距離を短縮するの謂にして、山岳、森林、藁葬、沼澤等皆是れ天然の障害なり、而して人智は此障害を容易に除去せんことに向て、運用せられ、以て現今の有様に至れり。

昔の交通

我國太古交通の状態は、道なき荆棘を披て通ぜしこと、今も尙北海道原野に於て實檢する困難に異ならざりし、本邦第一の街道たる東海道すらも往來の難甚しく、該道を通行するものは山岳を攀ぢ沼水を涉り、日暮れば山野に露宿し、稍力ある者は到る處草廬を結んで臥し、病發すれば其廬中に休養し、數多の日月を費し、漸く京より關東に出つることを得たりき、菅原常陸介が京に上る時、東海道を経て山野に露宿し、常陸より京都まで百六十里の間、凡九十日を費したり、降て鎌倉時代に至りては、京都と鎌倉との間は交通繁きを以て、道路も大に整頓し、他の諸國との間も道路稍開けたり、是に於て公報通信には初めて飛脚を用ゐ、又新に宿驛等をも設けたり、其後戰亂相踵ぎしを以て道路崩壞し、應仁の兵

鎌倉時代

應仁亂後

織田時代

徳川時代

飛脚便

亂後は自ら十數日の糧食を用意せざれば東海道をも旅行すること能はざりしと云ふ、建武中興の後、諸國往還の行程を制し、近國は十日、中國二十日、遠國は五十日と定められたり、織田氏に至りて交通の便益を計り、使者を四方に遣はして荒蕪せる道路を開き、或は之を廣め、塚を三十六町毎に築き、又舟楫を作り、河川を濟す等、大に交通の便を開けり。徳川氏に至り、江戸は我國の中心となり、諸侯の關西地方より參勤交代する者、多くは東海道を取りしを以て、東海道は其要道に當り、交通頻繁を極め、大に面目を改めたり、又大阪定番の諸士は、東海道各驛長と相謀り、毎月三回を期し、日數八日を限りて、東海道に定期往復を始めたり、慶安の頃に至り、始めて三都の商人連合して、三都往復信書を送達する飛

脚屋を創めたり、續て大阪江戸間の金錢遞送のことも始めたり、然れとも兩京の間尙七日前後を費せり、又江戸に勤番する諸藩士の通信には、各藩に飛脚番なるものを置き、凡そ毎月二回之に托して信書及物品を送達することなりき、然れども九州地方の如きは信書の江戸より達するは、概ね二十五日乃至三十日を要するを以て、一事の贈答に凡そ七十日間を費したり、又諸侯の公用に關し事の急速を要する時は今の電報に代用するには大早飛脚と稱するものあり、晝夜兼行の駕籠にて走ることなりし、然れども九州に達するには十七日乃至二十日を費せしを以て此便によるも往復尙四十日前後を要せり、以上は本邦第一の街道たる東海道交通の状況にして、其他奥州街道、中仙道の如きは尙數

大早飛脚

層の不便なりし、殊に嶮路の名ある木曾街道の如きは行通の困難なる最も甚しかりしと云ふ。

維新の發達

明治維新の後は、交通運輸は國家發達の一要素なることを認め、彼の封建時代に於て各諸侯が各一方に割據して故さらには交通を梗塞し、要害と言ひ天嶮と稱したる宿弊を除き、各府縣競ふて道路の改良に従事し、殊に『マカダム』築造法にて硬石の碎片を敷き、重大の石轆を輾用したれば、忽ちにして堅牢の道路と化し、亦昔日の觀を留めざるに至れり。

### 道路及車

道路の制は大別して、國道、縣道、及里道の三階級とす、國道は本邦道路の大幹線にして、東京より各開港場に達するもの、

國道

縣道

里道

車と交通

及東京より道府縣廳並に伊勢太廟に達するもの、或は各府縣及各師團間を聯絡する線路を云ふ。縣道は各府縣を接續し各師團より各旅團に達するもの、及各府縣廳より其支廳たる官署に達するもの、又著名の區より都府に達し、或は其區に往還すべき便宜の通路、又は開港場に達するを云ふ。里道は其以下の道路を云ふ。道路は其階級に應じて修繕の經費負擔を異にす。

車 道路と車とは親密の關係を有するものなり、而して車は其製簡易にして交通運輸を補助するには實に倔強の利器たるなり、故に世界の各部に於て車は最も早く發明せられたり、日本にても古より車ありし、其初め地車に起り、其後種々の製法起りしも、中古の項より公侯貴紳の乗用には牛

人力車

車の増加

車あり、運搬には大八、大七車ありし、徳川氏に至り車は京都江戸駿府に限り、其餘は之を用ることを禁じたるを以て、大に交通運輸の上に影響を與へたり、明治維新の後、此禁を解きたるを以て、馬車、牛車、人力車、自轉車、荷車等一時に競ひ起り、交通運輸を助けしもの尠からず、特に人力車は本邦の特製にして其輕便なるが爲めに所用忽ち廣まり、明治三年來二十年間は腕車交通時代とも稱すべき有様にて、都鄙の別なく車の通すべき道路あれば之を見ざる地なきに至れり、蓋し本邦の文化をして急速の進歩をなさしめしは、人力車の力亦與りて多しと謂はざるべからず。

今日本の諸車の發達を見るに、明治八年度に於て全國に有する諸車の總數は二十三萬餘輛なりしが、最近(明治三)は全

車の配布

國の諸車總數は既に百六十餘萬輛の多き登れり、即ち七倍の増加にして、毎年六萬輛の割を以て増加したり、尙明治八年には日本の人口百四十七毎に一輛の車を有する割合なりしが、今は人口二十七毎に壹輛の車を有するに至れり、各種の車に就て之を見れば明治八年に於ては、乗用馬車數は全國に百三十輛なりしが、最近にては約五千輛に達せり、又人力車は八年には十一萬餘輛なりしが、今は二十萬餘輛に増加せり、荷積諸車も増加の速なるものにして、八年には二十三萬餘輛なりしが、今は百三十萬輛に増加したり。各府縣に於ける諸車の配布を觀れば交通上有益なる事實を發見すべし、即ち諸車の數多き處は交通開け、且他の事物も發達せる處にして、其少き處は概して之と反する所なる

平原と車數

なり、全國の中、車數の最も多きは東京にして、僅に人口十二人毎に一輛を有し、次に愛知は十四人毎に一輛にして、大阪も十六人毎に一輛を有する割合なり、其他人口に比して車數の多き所は概ね發達の地なり、是に反して偏僻の地にして平原にあらざる地は、車數は皆乏し、即ち鹿兒島は百二十八人毎に一輛にして、巖手は百六十人に一輛、高知は百六十五人に一輛の割合なり、其他北陸諸國及東北地方は冬期雪深くして概して一年の三分一は諸車を通ずる能はず、故に車は概ね少し、山陰諸國は山陵多きを以て車數多からず、車は平原地に行はるゝものなれば、平原は即ち車の輻湊する地なり、關東平原、畿内平原、濃尾平原の如き車の輻湊し、九州四國の如きは概して車數の少き所なるも、讃岐の平原に

は四十人に一輛の平均を以て集り、筑紫平原には五十人に一輛の平均を以て集まれり。

### 鐵道

鐵道の任務

陸路交通に於て主要なるものは鐵道にして國家の大動脈とも稱すべく、其本務は距離を短縮し人民を密接し、其交際を頻繁ならしめ、航海電信郵便等の事業と相併行し、以て人民相互の結合を補助する者なり。鐵道の濫觴は一八二五年の秋マンチヌスターよりリバープールに至る三十一哩間に運轉せしに始まり一八六五年の頃より西歐羅巴諸國は大に鐵道の便を利用したるを以て、其發達迅速にして社會經濟的狀態殆ど全く一變したり。

鐵道の始

鐵道と經濟

鐵道は交通運輸の上に於て船舶に比すれば、運搬の迅速なると、運賃の比較上低廉なるを以て、幾んど距離を消滅し去るに至れり、例へば某地に或る貨物餘裕あれば、鐵道は忽ち之を遠地に送致すべく、之に反して或る貨物は缺乏して需用の供給に超過することあれば、遠路の商品は直に來りて其市場に充滿するに至るべし、我國の如き島國に於てすら、濱海の地には魚鰕餘ありて需用少く之を内地に運搬するには至難の障害を越へ、時日を費すを以て、空しく棄賣にしたりることありき、然るに鐵道は神速敏捷の作用を以て活動し、各地に向て絶へず需用と供給との平衡を司るを以て、物價は生産者と消費者との間に平均するに至るべし、特に鐵道の進歩によりて實行し得たる一大成績は、主として鐵道

鐵道と鐵道

## 鐵道と軍事

の不幸を免れ得し。こと是なり、即ち歐洲大陸の如き鐵道の進歩せる所にありては、絶て饑饉の災を見ざるに至れり、日本にても出羽の饑饉に九州は之を知らざるが如きことは、今後絶て之れなかるべし、其他鐵道は常時にありては平和の利器となり、一旦事あるに際すれば、軍隊兵器を運搬し、又少數の兵を活潑縦横に運用し、機に應じ變に投ずるは鐵道の功にあり、故に鐵道は人智の發明し得たる最も有力なる文明的機關の一と稱せらる。

## 世界鐵道の發達

是を以て文明諸國は競ふて此利器を採用し、現今に於ては其國勢の盛衰、國民の繁榮、資力の消長は鐵道の長短を以て卜するに至れり、最近に於ける世界鐵道の總延長は約六〇十萬。千に達せり、實に此長さは赤道圍の十五倍に比すべく、地

## 本邦鐵道の發達

球と月球との平均距離より長きこと約二十萬千なりとす、而して之れが爲めに要したる費用も亦莫大にして、其金額は凡そ我三百五十億圓の巨額に達せりと云ふ。

日本にては明治三年、東京横濱の間十八哩の敷設に着手し、同五年汽車を運轉せしを濫觴とし、其後續々新敷設及延長に着手し、又民間にも私設鐵道會社起り、重要な所は大抵敷設せり、今は鐵道廳を始め私設鐵道會社五十八あり、其線路は總て百餘線路にして、其線路延長五千九百六哩の内、既に開業せしもの約三千七百哩あり、而して鐵道に投入せられたる資本金は、既に二億六千七百萬圓に達せり、而して本邦の幹線たるべき鐵道は、東は青森に起り、東山、東海、山陽の諸鐵道を通じ、門司より八代(肥後)に至るまで一千三百哩間は概



ね鐵道に依り旅行することを得べし而して日本を横に通ずる線も數條あり。

本邦の鐵道は其創業明治五年にありて僅に既往三十年間の事業なり殊に私設諸會社の勃興せしは明治二十年後なれば過去十年間に於て著しく進歩したり現今日々鐵道に送られて交通する旅客及汽車に搭載せられてこの産地より彼の市場に供給する商品貨物は實に夥しく明治三十二年度に於て乗客の總數は無慮一億二百二十萬人にして同年度に於ける全國人口の二倍餘に當る又貨物の數量は一。千。二。百。萬。噸。なり此乗客及貨物より收めたる賃金は三。千。八。百。萬。圓。に上れり即ち一日平均二。十。八。萬。人。は鐵道により旅行し毎日三。萬。二。千。八。百。噸。の貨物は汽車に送られ又毎日

乗客貨物、賃金

十。萬。五。千。圓。宛の收入あり以て鐵道業が我國交通運輸上に影響せるの宏大なるを知るべし。

### 郵便

郵便の効能

郵便は通信機關の最要なるものなり抑通信なるものは相隔りたる人の思想を互に連絡するに須要の方法なり凡そ事の過半は通信によりて之を辨ぜり往昔に於るが如く通信の方法なきものとすれば如何人生經營の範圍の狹隘なること社會創設の時に徴して知るべし郵便法の如きは通信の便に於て實に近世の大發明と稱すべし英國に於て郵便切手を用ひ初めて郵便業を開きたるは一八四〇年五月六日の事にして今より六十餘年前なれども其進歩の顯著

郵便法の發明

郵税

なるは現に吾人の實檢する所の如し、其至便なるにも拘はらず、其至廉なることは僅に三錢切手を書狀に貼用して郵便函に投ずれば内國は何の地にも達せざることなし、又一定の切手を貼用すれば聯合郵便制の行はるゝ同盟諸國中は何地にも達するの仕組なり、獨り書狀のみならず、新聞雜誌、書籍其他の物品も制限の容積重量に越へざれば、何れにも送達することを得べし、郵便法の文明を補助すること亦大なりと謂ふべし。

日本の郵便

我國郵便事業の創始は、實に明治四年にあり、其事業は政府の管理する所にして、遞信省をして郵便事務を掌らしむ、郵便法の規程は之を郵便條例と稱し、現今實施する郵便條例は明治十五年十二月の布告を基礎とし、是に多少の改正を

別郵便物の種

施したるものなり。

現行の郵便條例に據れば、凡そ郵便物を別ちて四種とす、第一種は書狀、第二種は郵便葉書、第三種は毎月一回以上發行する定期印刷物及其附録、第四種は書籍、帳簿各種の印刷物、寫眞、書畫、繪畫、罫紙、營業品の見本及雛形とす。郵便物の重量は第三種、第四種郵便物(營業品の見本及雛形を除く)は一個に付三百匁を限りとす、營業品の見本及雛形は一個の重量百匁を限りとす、又郵便物の大さは曲尺にて長一尺三寸、幅八寸五分、厚五寸に超過すべからずとの制なり。

郵便税

郵便税は郵便切手を郵便物に貼付したるを以て納税の證とし、葉書封皮、帶紙等は切手を貼付したるに同じく、其税額は第一種郵便物は重量四匁毎に(四匁未満亦同じ)三錢、葉書は一葉

特別なる郵便物

一錢五厘とし、第三種は一號一個重量拾六匁毎に(十六匁未満亦同じ)五厘、二號又は二個以上、一束重量十六匁毎に一錢、第四種は重量三十匁毎に二錢の制なり。

郵便物の確實安全を期するが爲めに書留郵便あり、其他免稅郵便、貨幣封入郵便及小包郵便等あり、郵便物遞送配達にも通常配達の外、別配達郵便等あり。

大中小線路

郵便線路 郵便線路は郵便を遞送する線路にして、陸路、川上、湖上、海路を論ぜず、郵便を遞送するに最も便益なる線路を連絡する者なり、郵便線路とは大線路、中線路及小線路の別あり、大線路は郵便幹線にして、中及小線路は其支線なり、郵便線路延長里程の増加は、即ち通信及交通運輸の發達進歩を徴すべき者なり、我邦郵便事業の創業なる明治四年に

線路延長

於ては其延長里程は僅に二十七萬里なりしが、二十八年後の明治三十二年にありては郵便線路の普通道路一千二百八十九萬里、海川湖上の延長里程は約四百萬里、鐵道六百六十五萬里に及べり。

郵便局

郵便電信局及郵便局の數は、明治四年に於ては僅に百八十個所なりしが、明治三十二年には三千八百個所に増加し、郵便受取所六百五十、郵便切手賣下所四萬、郵便函四萬餘に増加したり、郵便線路の延長増加及局數の増加は固より郵便事業の進歩を視るべしと雖、尙是よりも一層適切に此事業の發達を明にすべきものは、郵便物個數の増加是なり、明治四年を顧れば郵便物個數は五十六萬六千個にして、人口平均一千に付十七個の少數なりしが、明治三十二年度には郵

加郵便物の増

外國郵便の増加

便個數無慮六億三千萬個に上り平均一人口に對する數は十三個五七の多數となりたれば個數に於ては三十年間に約八百倍せり又外國郵便物も著しく増加し其發信數は三百四十三萬にして着信は三百二十二萬に及べり其内韓國は三分の一を占め米英清獨等之に次げり。

電信

電信の功能

通信上郵便に亞て重要なるは電信なり即ち時間と場所とを短縮し人の思想を即時に連絡する要機なり故に兵事上の通報商業の情況其他急須の通信等には實に必要缺くべからざる物なり是を以て現今電信事業の進歩は頗る顯著にして地球上殆ど電線を以て圍繞し彼是互に相密接する

の傾あり。

電報の種類

我國の電信事業は遞信省の主管にして各地に郵便電信局を置き其事務を掌らしむ現行電信條例は明治十八年五月の布告を基とす現條例によれば電報を別て官報局報私報の三種とし此三種を分ち七類とす(一)通常電報(二)至急電報(三)追尾電報(四)同文電報(五)照校電報(六)受信電報(七)返信料前納電報是なり又電報を記するには頼信紙に和文は片假名及數字を用ひ歐文は羅馬字及亞刺比亞數字を用ゆ。

電報料

電報料は國內を通じて和文は片假名十五字以内を一音信として金二十錢五字以内を如ふる毎に金五錢を増し歐文は五語以内金二十五錢一語を加ふる毎に金五錢とす又至急官報は通常電報料の二倍至急私報は通常電報料の三倍

電信の進歩

とす、其他電報の各類によりて異なり、又市内電報料は和文一音信金十錢、五字を加ふる毎に三錢、歐文は五語十五錢、一語を加ふる毎に三錢とす。

我帝國電信の創業は明治四年四月にあり、其進歩は著しく、其創業の年には線路延長僅に二十三里、電信局四、人口に對する電報數は翌五年度に於て千人に付二個に過ぎざりしが、明治三十三年に及では電線の延長は二萬四千里に達し、電信局は凡そ千四百個(取扱所)にして通信數は一千四百七十六萬餘通即ち人口百に付二十六個、七二に達せり。海外に達する電信線は三線路あり、(一)印度線と稱して長崎より水底線となりて上海に上陸し、(二)西貢—新嘉坡—マドラス—孟買—亞丁—蘇士を経て歐洲線に連絡す、是れ主とし

海外電信線

て歐米事狀の傳達する線なり、○其支線は新嘉坡より南に折れ爪哇(ヤバ)を経て濠洲に達す。

(二)西伯利線は長崎より水底線となりて直に浦鹽港に上陸し、イルクツク、オムスク府を経て露國に入り歐洲線に連絡す、(三)朝鮮線は長崎より水底線となりて釜山に上陸し、仁川を経て支那線に連絡す、又別に臺灣より清國福州に通する一線あり。

電話

電話の發明

電話は最近の發明にして直接に人の思想を通すべき重要な機なり、電話機の始めて專賣特許を得たるは一八七六年三月にして、先頃我國に來遊せし米國のグラハムベル氏の

日本の電話

發明なり、此發明あるや各國競ふて採用擴張したるを以て頗る進歩し、米獨兩國の如き最も進歩せり。我國は明治十八年より電話線を架設し、同二十三年來東京、横濱の兩市に電話交換の業を開始せり、最近に於て電話線架設の場所、加入者は左の如し。

東京	五、七四八	横濱	一、〇五二	名古屋	三五九
京都	六一二	大阪	二、〇八三	堺	二三〇
神戸	九一六	赤間關	一四五	福岡	二二八
長崎	三〇〇	札幌	一四〇	總計	一一、八一三

其線路延長は一萬一千七百餘里に亘り、加入者の使用したる度数は四千五百萬度に及び、其收めたる料金は八十七萬圓に達せり、以て此業の進歩を知るべし。通信の地方的配布

通信の繁閑

通信は總て事業發達せる地方に頻繁にして、閑散なる所に稀なるは自然の勢なり、而して事業の發達と否とは地形風上に支配せらるゝを以て、通信の繁閑も亦地理的に據る、即ち沖積土の平原、海岸線の深入、特種の生産地等は通信繁きこと次の如し。

郵便物の多き地方

郵便物の數に就て觀るに、全國の人口に對する郵便物數は十三個五七を平均とす、然るに其割合の最も多きは東京にして、人口に付八十四個餘に當るを以て全國平均の六倍餘に當り、全國郵便物總數の $\frac{1}{3}$ は此一地方を以て占めたり、次は大坂三十三、北海道の二十五、神奈川、京都の二十三、兵庫の十五等は最も多き方にして平均以上であり、其他の各地は皆平均以下に在るを以て、通信は或る地方は甚だ頻繁にし

郵便物の少  
き地方

て大部分には普及せざる傾向あり。  
通信の最も稀なるは沖繩にして一人に付僅に奇零八八な  
り次に臺灣の三一にして内地に於ける十五年前の有様な  
り次に鹿兒島の五、宮崎の六、四國の七、山陰道の八、奥羽の八、  
五等にして、此等の地方は皆東京の $\frac{1}{2}$ 。若くは以下にあり、又  
中央地にして少きは埼玉の六、五茨城の七、群馬の八等なり。

### 海運

我地形と海  
運

我國は海國なるを以て、當初交通上の必要を感ぜしは之を  
渡すべき船舶なりしなるべく、特に國の中間には天然の地  
溝なる瀬戸内海あり、其便に依るべき地形なるを以て、海運  
は自ら發達せざるを得ず、されば太古より航海の行はれし

造船の沿革

ことは史に徴して明なり、然れども其特に發達せしは、崇神  
帝(五七六年)の船は天下の要用なり、今海邊の民船なきによ  
りて甚だ歩運に苦む諸國に命して船舶を造らしむべしとの  
詔によりて我國海運の一大進歩を來せり、其船は、つくのふ  
ねにて二三百石若くは二千石の大船なりき。

其後も應神帝、齊明帝、元明帝、聖武帝、淳仁帝の諸朝并に賴朝、  
秀吉等も兵備又は交通の爲め船舶を諸國に造らしめ、海運  
の進歩をなし、内國は固より朝鮮、支那、安南、暹羅等へも自在  
に渡航したり、然るに徳川氏に至り固く鎖港主義を取り、家  
光の如きは海外航行を嚴禁し、剩さへ五百石積以上の造船  
をも禁じたるを以て、造船業大に退歩し、海外航行に堪ふべ  
き船舶全く跡を失ひ、通商路絶へ永く海島の小天地に安ん

歐洲海運業  
の發達の

し亦海外萬里の消息を知るに由なきに至れり、然るに嘉永六年米艦の入港するや、幕府俄に狼狽して諸大名に命じて大船を造らしめたり、其製概ね西洋形にして之を異國形船と稱へたり、是れを西洋形船の濫觴とす。然るに西洋諸國にては一八一二年蘇格蘭にて汽船の發明せらるゝや、各國競ふて蒸汽船を造り風にも潮にも關係せず自在に大洋を航行するに至り、一八一九年には英米間を初航し、一八二五年には喜望峯を廻航し、一八四〇年には、ピオー汽船會社は歐洲と印度、支那、日本及濠洲間に航路を擴張し、其波動は延きて我國の海運業に及び漸次發達の氣運に向へり。

日本海運の  
發達の

我國海運の眞に繁盛を致せしは、汽船の輸入以來にあり、當

時の汽船は總て外國より購入し船員も多く外國人に依託せり、其後土佐人岩崎彌太郎外國の古船を購ひて初めて汽船會社を東京に創立し之を郵便汽船三菱會社と名け、本邦沿岸に定期往復を創め、殆ど本邦の航權を專掌せり、之を汽船會社の初めとす、次で東京に共同運輸會社と稱する合本汽船會社起り、三菱會社と競争の姿なりしが、明治十八年十月に至りて兩社相合して日本郵船會社なるものを創立するに至れり、又専ら瀬戸内海航通の目的を以て明治十八年五月大阪に大阪商船會社起り定期航海の業を開けり、是に於て東京大阪に二大汽船會社を見るに至れり、此兩會社は實に我邦航海業の骨子にして、二會社業務の消長は即ち日本航海業の消長を表し、東洋局面に於て有する日本航權の



郵船會社

消長とも謂ふべきものなり。  
 日本郵船會社は資本金二千二百萬圓の會社にして、東京に本店を置き内外各地に支店出張所及代理店を置くこと七十個なり、其所有の汽船は百餘艘にして、其噸數は約二十萬噸馬力一萬五千餘あり、其航路は内國各港へは頻々定期航海をなし、又外國航路は左如し。

- 浦鹽斯德線は神戸―赤間關―長崎―五島―對馬を経て釜山―元山―浦鹽間毎週一回
- 天津線は神戸―赤間關―長崎を経て釜山―仁川―芝罘―天津間毎週一回
- 歐洲線は横濱―神戸―門司―長崎を経て上海―香港―新嘉坡―古倫母―蘇士―馬耳塞―倫敦―アンペール

商船會社

日清戰役と海運業

間毎月一回  
 ○米國線は横濱よりピクエリヤ―シヤトル間毎月一回  
 ○濠洲線は横濱―神戸―門司―長崎を経て香港―マニラ―木曜島―タウンスピール―ブリスベン―シドニー―メルボルン間は毎月一回  
 ○其外牛莊、西貢、布哇、爪哇等へも臨時航海す。  
 ○大阪商船會社 資本金五百五十萬圓、汽船約七十艘を以て大阪に其本社を置き、純然たる私立の汽船會社にして、關西沿岸の航海權を專にし、尙進で支那朝鮮へ航路を延ばせり。  
 日清の戰役は我大軍を海外に渡せし空前の事にして、始めて我海國たるの實を國民に現示せし新試驗にして、海運の

忽緒に付すべからざるを覺らしめ、爰に大に我國航運業に  
 進歩を與へたり、即ち該戰役前航運の狀を顧みれば、明治二  
 十六年末に於ける全國に有する汽船の總數は六百八十艘  
 にして、其噸數十一萬噸を有せしが、征清の役により俄に運  
 漕の急を告げしを以て、主として日本郵船會社は海外より  
 大船を購入して此急を濟ひしを以て、現今(三十三年)に於ては全  
 國に於ける蒸氣船總數は千二百二十一艘、噸數五十一萬餘  
 噸に増加したり、即ち噸數に於て五倍の増加なり、又帆船(西  
 形)は三千三百餘艘、噸數約三十萬噸に及べり、即ち合計四千  
 五百艘、噸數約八十萬噸に達せり、是を以て戰役前の航路は  
 海外へ二線路、内國に於て二十線路なりしが、今や内國各港  
 には臺灣、小笠原島、其外數多の航路を新開せしのみならず、

未だ海國の  
 海運と云ふ  
 べからず

海外線に於て南洋、米國及歐洲にも定期航海業を開始する  
 に至れり。

日本海運は  
 未だ幼稚な  
 り

現今海運事業は以上の如く大に發達せんとする勢ありと  
 雖、是れ唯從前は政治的威力を以て壓したるもの再び時運  
 を得て發したるまでにして、海國たる世界の日本てふ資格  
 に就て見るときは、決して隆盛なりと謂ふを得ず、古來已に  
 我邦の形勢は海運の發達を促して止まず、若し之をして自  
 然の發達に一任せしめば、恐くは多く他の航海國に譲らざ  
 りしならん、現今の有様にては、我海國たる點より觀察すれ  
 ば、海運は幼稚たるを免れず、其對外の位置より謂へば、日本  
 は亞細亞、亞米利加、兩洲の中間に位し、東洋局面の要所は多  
 く、我領海に係り、北は浦鹽斯德の通路より、南は朝鮮一帯の

海岸を擁して西南支那沿岸香港に及び極南南洋諸島の海運は須らく我が掌握すべき所の航權なり然るに今日の所にては未だ僅に朝鮮近海及浦鹽斯德間と支那北岸との航路の一部を有するに過ぎず其他の航權は總て懸軍萬里なる西歐諸國の握る所にして英の彼阿會社佛國郵船會社米國郵船會社等太平洋に印度洋に其航權を專にせり我海國人たるものは大に戒心奮起せざるべからず。

### 第六編

#### 生業及物産

國土と生業  
産物の關係

職業の撰定

人民の生業なるものは概ね地質氣候等の地理的事情によりて定まるものなり凡そ人生は衣食住を需むるより急なるはなし而して其原料は皆悉く各自を圍繞する天産物に仰がざるを得ず是に於て職業なるもの自ら定まるに至る例へば森林地方ならんには其住民の職業は先づ林業に傾き傍ら狩獵に従事する獵夫多きが如し然るに荒漠無邊の原野に住する者は衣食住に供用すべき天産物の缺乏するが爲水草を逐て移轉し其居所一定せず所謂遊牧民なり斯の如き人民は作業と土地と密着せざるを以て永く一地方

に定住すること能はず、又一定の職業無く其生活甚だ劣等にして、數千年來曾て其情況の異なる所なく、永劫野蠻の境涯に沈淪すべし。

農業の起源

然るに土地に森林あり、氣候和順にして、地味従つて肥沃なる處にありては、人々食品を地上に求め、土地を耕し、植物を播種するの業を初め、爰に土着の人民生し、所謂農業初めて起るべし、農産物は最も保存に便なるか故、餘裕品を貯藏するの法起り、貯蓄の念従て生ずるに至る、斯くして生計漸く進み、既に衣食住を支ふるに至れば、更に他の便益なる物品を需用するの傾を生じ、其需用に應ずるが爲めには供給者即ち工業起る、又是れと同時に各自使用の餘分を以て他人の餘分と交換する交易商業起り、遂に大小の村落市街を成

工業の起源

商業の起源

して繁盛するに至るべし。

開發に要する地形

國の文明に赴き開化に進むも、元と是れ天然の富を利用して其緒に就きしものなれば、文明開化の發達すべき地に要する地理的事情は、氣候固より溫和にして、其自然の地形は海灣に濱し、山脈、平原、森林、河水、湖沼等あり、且地質は成るべく種々に區分されたる地勢ならざるべからず、然るときは風土氣候も亦自ら區々にして、其住民は種々なる事業を企て、又は種々の職業を操るに適せしめ、各地に生業産物の配布なるものを生ずべし、即ち礦物豊なる地に住む者は農耕に従事する農民となり、其他、河系、湖沼近傍の人は運輸漁業に従事するが如く、分業次第に行はれ、人智も漸く開發し、技藝も漸く進歩し、且他國に向て交易を試みる者起り、世運愈

生業

愈發達し、往々世界の權勢を掌握するに至るものなり。上に述べるが如く人民の職業は國土の形勢氣候の如何によりて差別を生ずるものなれば、地文地形の如何に應じて人民生業の種類は甚だ多し、今人類の生業を分つと左の如し。

(一)農業 土地を耕し穀菜を栽培し、或は養蠶養魚等の業を操るを云ひ、又家畜飼養の牧畜業をも兼ね。

(二)工業 總て衣食住に要する家屋及器具を製造し、又は美術及裝飾に關する物品の製作を云ふ。

(三)商業 内國の需用者と供給者との間に立ちて物品の賣買運轉を司どる者と、外國貿易に従事し、或は銀行會社の業務を操る者とあり。

(四)漁業 河海の魚介を捕獲し、或は藻苔の採集製鹽の業を

云ふ。

(五)鑛業 金屬、寶石の採掘、石炭、石材其他鑛物採掘の業を云ふ。

(六)山林業 木材の伐採、樹木の栽培、木炭製造の業及鳥獸捕獲の獵業をも兼ね。

(七)運輸業 貨物の運送、河海の航行に従事する業務を云ふ。

(八)雜業 學術、意匠、政事、教法等に従事する業務を云ふ。

以上諸業の内我邦には或は操業者稀なるの職業あり、或は運輸及雜業の如く、既に述べしものあり、故に農、工、商、漁、鑛の諸業等に就き記すべし。

農業及農産物

我國土地と農業

我國は他の温帯國の如く太古より國民は富源を地上に求め土地を耕耘する業に従事する者多かりし、我國の地質、地味并に氣候等は最も農耕に適するを以て其收益も尠なからず、故に古來農は「國之本」と稱し農國を以て誇れり、然れ共今も尙、我國は農國として誇るに足るべきや否やは疑問に屬するなり。

生産地

土地は國家を組成する二大原の一にして其廣狹肥瘠、拓否等は直に國力に關す、我領土の面積二萬七千六十二方里四千二百八萬六千八百二十二町歩の内、農業其他生産的に使用する土地は左の如し。

有民畑地	二七三萬町	有民畑地	二二六萬町
御料山林	二〇八萬町	國有山林	七七一萬町

生産地の割合

有民山林	七二一萬町	御料原野	一七萬町
國有原野	六五萬町	有民原野	一〇八萬町
雜種	四一萬町	合計	二四三〇萬町

即ち生産的土地は約二、千、四、百、三十、萬町歩あり、我總領土(臺灣を除く)の面積三千八百五十六萬町歩(二萬四千七百九十五方里)に對する生産地の割合は六割三分となる、故に三割七分は不生産地なり、又耕地即ち田畑は合計約五百萬町にして總面積(北海道を除く)の僅に一割七分二厘に過ぎず、之を歐洲各國に比すれば不生産地の面積割合は露西亞、西班牙の如き不進歩の國よりも多く、殆ど和蘭、英吉利に比すべし、更に耕地面積の割合は甚だ劣等にして、僅に瑞西、瑞典、諾威の如き強寒山地の歐洲中農業最劣等の國に一步を進むのみにして、其他の十

人口と生産地

數國は總て二割以上にして皆我國よりも優れり。而して農耕の進歩せる國は三割五分以上なり。白耳義、佛蘭西の如きは五割以上、獨逸は四割以上なり。

我國の耕地は之を人口に配當すれば一人口に付僅に一畝二畝弱にして、之を獨逸の一人人口五反一畝に比すれば之に及ばず。此點より觀れば我國の土地開墾は歐洲諸國に比すれば未だ劣等の位地に在り。是れ我國地味の劣等にして開墾に適せざるが故にあらずして、地形の耕作に不便なる結果なるのみ、されば未だ人口の寡き間は、農域は狭きも便利の地のみを耕して富源を土地に覓め財源裕なりしと雖、人口漸く増加すれば、到底農産を以て財源と頼むこと能はざるの結果を生ずべし。

農業進歩の地

全國中耕地面積の最も廣きは濃尾平原、關東平原、筑紫平原、畿内平原にして、中にも尾張を以て最とし耕地は全面積の五割を占め、歐洲の平原國にして農耕の最も進歩したる國に比すべし。之に次ぎ河内、武藏、下總、上總、筑後、肥前にして何れも三割二分以上を占むれば、歐洲の農耕上中等の國に比すべし。其次は準平原地方にして、和泉、讚岐、大隅、攝津、相模、常陸、筑前、備前等にして、二割五分以上なり。右十五國は耕地の廣き地にして農耕進歩の國とす。

農域狭き地方

之に反して耕地面積の狭きは、何れも耕作不便の山地にして、必ずしも地味劣等の地にあらず、即ち耕地の全面積の一割以下なるは奥羽(陸前を)、山陰道の大部等、山勝ちの地にして、日向、若狹、土佐、美作、紀伊、伊豆の如きも農域甚だ狭し、而して

農民の數

對馬、飛驒を以て我國の農耕上最劣等の國とし、飛驒の如きは耕地は全面積の三分五厘に過ぎず。  
農業者 我國農民の數は現今二千二百萬人(臺灣を除く)あり、即ち總人口の五割一分に當るを以て農業者は他の百般の業を操る者に超過せり、此點より觀れば我國は農國と稱すべし。

耕地と農民

耕地の面積は以上の如く狭く、農民の數は以上の如く夥しきを以て、勢大農を生ずること能はず、總て小農なり、今右の農民を以て耕地の反別に配當すれば農民の有する處僅に一、反、三、畝、三、歩の田と一、反、二、十、七、歩の畑とを耕すに過ぎず、即ち合計二、反、四、畝に當る、之を獨逸の一農民に付一町一反二畝強に比すれば約 $\frac{1}{5}$ に過ぎず。

農耕地域の廣狹

我國にて農民の耕地を多く有する所は、重もに人口寡くして土地廣漠の地方とす、大隅は一農民にて平均八反五畝を耕し、加賀は六反六畝を有し、東北地方は何れも三反五畝より六反五畝の間にあり、之に反して人口稠密にして地味肥沃の所は一農民の有する耕地は狭小なるを常とす、尾張、越中、越後、河内、肥後、美濃、山城、安藝の如きは一農民に付一反乃至一反九畝に過ぎず、されば我國農民は一人に付平均一反乃至八反五畝を耕作する境遇にあり。

農産物

我國は最も能く米穀に適するを以て、太古より農耕既に行はれ「瑞穂の國」と稱し、世々の皇室農耕を奨励し給ひたるを

米作の進歩



以て、國人は自然に田耕を業とするものと定まり(民なる字を「たみ」と訓ずるも、元と田部「たぶ」として田耕者の團體を稱せしより轉じて一般國人を指す語とはなれりとぞ、斯の如く田耕は遠く古代に發達し、米は人民の命脈の關する所なりしを以て、田地米作等に係る調査の如きも其時々に行はれて米作沿革の一斑をも覗はるゝなり今左に米作沿革を示すべし。

調査年名	今を距る	田積	收穫高
延長	一〇七一年	一〇二三三五六	二一、三一四、五一七
寛正	四三四年	一一〇九七二〇	二三、一一七、四七七
天正	三二一年	一、三一六、四四〇	一八、四七〇、一七四
文祿	三一一年	一、三一一、二四八	一八、三五七、四七七
慶安	二四六年	一、六〇三、九三四	二二、四五五、〇五九

元祿	二〇六年	一、八四一、一九二	二五、七八六、六九五
天保	六四年	二、一七三、九四三	三〇、四三五、二〇六
明治年間平均		二、七三四、五一一	三八、九六六、八五八

右表に就て之を見れば、千餘年前に於て既に田地は百萬餘町歩に達し、而して收穫も亦二千萬餘石を得たり、之を明治の今日に比すれば共に半數に及ばずと雖、之を其當時の人口凡そ一千万内外の割合より見れば、却て進歩せりと稱して可ならん、明治年間に至りては他の發達と共に農耕殖産の事業も漸次に進歩して、田地の地積及收穫高を増加しつゝあるは、左に示す累年田地作付反別收穫高及一反歩の收穫高を見て知るべし。

年次	作付反別	收穫石高	一反收穫高
明治二十九年	二、七八六、九八九	三六、一九九、七七一	一、三二

明治年間農  
業の進歩

明治三十年	二、七八八、八四五	三三〇、三九、二九三	一、二一
明治三十一年	二、八一七、六二四	四七三、八七、六六六	一、七二
明治三十二年	二、八三九、五五〇	三九五、〇〇、三二二	一、三六
明治三十三年	二、八三四、五六七	四三三、三〇、三五二	一、四二

維新以來耕作業は漸次歩を追ふて上進せるを見る、即ち田地作付反別明治十一年には二百四十萬町臺なりしも、十二年には二百五十萬臺となり、十七年には二百六十萬臺に増加し、二十二年よりは二百七十萬臺に増加し、三十一年よりは二百八十萬臺に増加せり、此二十年間を通じて四十一萬七十町歩を増加せり、故に毎年平均二萬八千五百町の率を以て増加せり、之を古來の進歩即ち延長年間より明治に至る凡そ一千五十年間に百二十七萬町即ち一年平均千二百十町の率を以て増加せるに比すれば、約二十倍の進歩なり

米産地

とす、收穫石高の増減は培養の良否よりは、寧ろ其歲氣候の順否によりて豊凶を致すものなれば、直に農耕の進歩とのみ言ふべからざれども、要するに田積の増加に伴ふて收穫高は増加せり、殊に明治二十三年及二十五年は豊稔なりしを以て、明治十一年に比すれば一千五百萬石以上の増加なり、又培養法、耕作法、除害蟲の進歩に伴ひ一反歩の收穫高も一石〇二斗より一石五斗七升に増加せり。

一府縣下にして最も産額の多きは新潟縣にして、二百萬石以上を産せり、又百萬石以上を産する府縣は左の如し。

兵庫、福岡、千葉、愛知、山口、富山、山形、三重、秋田、岡山、福島、茨城、長野、大阪、宮城、廣島

米産の適否は第一土地の高低に關すること密なるを以て、

米作の適地

米作不適地

一府縣の産額のみを以て米作の適否を卜すべからず、府縣には大小の別あるを以て、大縣の不適なるに拘はらず、石數は多きことあり、米作は低平の沖積層に限らるゝを以て、濃尾、關東、畿内等の諸平原は最も米作に適し、濃尾平原は一方里に付、七千石以上を産し、畿内平原は五千石乃至六千石を産し、關東筑紫及内海岸平原は三千石乃至五千石の割を以て産せり、之に反して中央火山高原各地は僅に五百石乃至二千石にして、九州南部火山地は五百石乃至千石に過ぎず、美濃、飛騨、高原の如きは三百石乃至千石を産するに過ぎず、我國近年の米平均産額は、三千九百萬石なり、之を人口に配當すれば一人に付九斗七升四合となる、今我米食人が常食として幾何量を費すかを見るに、凡そ人口百分中米を常食

米の經濟

米の配送

とするものを五十一分餘(神苑會の算定に據る)とすれば、二千四十萬人なり、此割合にて食料に充つべき米の數量を男女老幼に平均して一人に付三合食とすれば、二千二百三十四萬石を消費すべし、之に酒類、菓子其他に消費する所を除き、多少の餘裕を生すべし、此等は或は海外輸出量とすべきものなれ共、亦毎年若干の外國米の輸入を仰げり、内國に於ける米の配送の有様は或は人口寡く産額多く、自ら餘剩を生じ、他に輸送する地あり、又人口多く産米の之に伴はずして他の供給を待つ所あり、左に米の輸出地及輸出石數を示す。

越後(五十萬石) 肥後(四十萬石) 兩豊(三十五萬石) 伊勢、播磨(各二十五萬石) 常陸、美濃、因伯、近江(各二十萬石) 陸前、羽前、羽後、越前、讃岐(各十萬石)

之に反して供給を仰ぐ地は左の如し。

武藏(百二十萬石) 攝津、北海道各八十萬石) 山城(六十萬石) 上野、阿波各十萬石) 沖繩(六萬石)

麥作

麥は米に次で我國農産の重要な品にして、麥食者は我邦人口の百分中二十七分即ち凡一千五百萬人を養ふにても知るべし、麥作反別は凡百七十五萬町歩にして其近年の平均産額は凡一千八百八十萬石あり、麥産地の分布も亦沖積層と相同し、關東、畿内、濃尾、筑紫等の諸沖積的平野は著しく麥作の盛なる所とす、中にも關東平原の武藏、濃尾平原の尾張、及讃岐の如きは全國第一にして一方里内に三千石以上の割合を以て産し、次で畿内平原の和泉、筑紫平原の筑後、關東平原の下總は二千石乃至三千石の平均を以て産せり、其他概して麥産多きは太平洋南岸各地、瀬戸内海岸及九

茶

茶産地

州北部各地とす、麥産の少きは北海岸、北國、東北地方等温度低き地なり、又火山岩各地は著しく麥産を減ず、殊に越中以東、陸奥に至る西北沿岸各地は一方里僅に七十五石以下を産するに過ぎず、麥の作付反別も年々其區域を増加せり、其收穫高に至りては其歳の氣候に關して差違あり、麥の外國輸出は概ね小麥なり、されども亦近年米國より麥の輸入する額は二百萬圓以上なり。

茶は米と同じく天然的支配を受くる生産物にして、亞細亞の特産品とも稱すべし、支那、印度の如きは世界第一の産茶地にして、日本は之に次ぐべき産茶地なり、茶は我邦にては攝氏零度の同温線までは生育を遂ぐるを以て、其産域頗る廣く、全國過半を占むる彼の植物第二帶に於て茶樹は

茶の産額

宇治茶

臺灣茶

特有産なり、特に九州、四國、畿内より東海道西南部及關東平野等は重なる茶の産地なり。

全國に於ける茶の産額は八〇五〇萬貫にして、一方里平均三百五貫の産とす、頗る多額の産と謂ふべし。

一方里に對する産額の最も多きは山城にして流石に古來宇治茶の名ある地として一方里内三千七百貫の平均を以て産し、是より近江、伊賀、伊勢、大和、河内、攝津等山城を圍む近畿各地は總て二千貫以上を産す、九州にては筑後、兩肥、薩隅、東海道にては駿遠の兩國なり。

北日本にては産茶大に減じ、奥羽にては茶の栽植は自然上既に不適當にして茶産は殆ど皆無の姿なり、臺灣は最も茶に適し一年に七八回摘採し、其質は世界に名ある烏龍茶なり。

粟

甘藷

り、其産地は主として臺北地方にして一〇〇萬貫を産す、一府縣にて最も産額多きは靜岡の二〇〇萬貫なり、次は京都の三十五萬貫とし、其他は岐阜、滋賀、奈良、岡山、山口、徳島、熊本、福岡等なりとす。

茶は外國と交際以來海外各國の需用多く、從て輸出額も著しく増加して國産の輸出品中二三を争ふ重要産なり、近年の輸出價額は約九百萬圓とす。

雜産 粟は九州地方を主なる産地とす、全國の産額二〇四〇萬石なり、内肥後の五十萬餘石を第一とし、兩筑、薩隅等各二十萬石内外を産す、次は關東平原各地にして一縣下概ね二十萬石内外の産額あり、○甘藷は本邦人食料の一部を占め、近年の産額七億貫の多額に及べり、其産地は元と九州四

馬鈴薯

蕎麥、稗、黍、  
玉蜀黍

國の溫暖地方の産物にして、鹿兒島は其本場にして一億二千萬貫即ち全國の六分の一を占むる産額なり、次は沖繩、熊本、長崎、廣島、千葉、愛知、埼玉等の西南暖地にして北緯三十六度以北は著しく減ぜり○馬鈴薯の耕作は近年非常の進歩を來し、六千萬貫を産するに至れり、其産は恰も甘藷と反對にして北海道、奥羽は其主産地なり○蕎麥、稗、黍、及玉蜀黍は地味瘠せたる高寒地にも生ずるものなれば寧ろ他穀の産地にあらずして東北の産なり、蕎麥は信濃を主とし全國に百萬石を産し、稗は陸中を第一として全國の産額九十萬石なり、黍及玉蜀黍は僅に三十萬石を産するに過ぎず。

豆類は邦人は頗る多く需用すれども、其産額は大豆三百萬石、小豆五十萬石、内外なれば、毎年支那、朝鮮より價格七百萬

豆類

砂糖

圓餘の輸入を待てり。

砂糖の原料は我國は主として甘蔗に仰げり、甘蔗は暖地の植物なれば臺灣を以て第一の産地とし、毎年十七億五千餘萬斤の砂糖を産す、其産地は専ら臺中地方なり、臺灣を除けば全國の産額は一億三千万斤に過ぎず、其産地は沖繩(三百万斤)を第一とし、鹿兒島(三千万斤)、香川(二千万斤)等四國九州を主産地とし、北緯三十五度以北は全く之を産せず、本邦人は頗る多量に砂糖を需用するを以て、毎年二千七百萬圓の外國輸入を仰げり。

烟草

烟草は始ど全國に耕作し、其産額は約九千万斤に達せり、其良産地は茨城(赤水、天下)、神奈川(野、秦)、岡山(津山、成羽)、德島(山城、谷)、鹿兒島(國府、垂)、福島(川、松)、廣島(原、三)、栃木(根口、達摩)等なり、近年邦人の吸烟は

食用農産物  
價格

年々甚だ増加し、輸入額も従つて増加せしが彼の少年禁烟の影響は一般にも及び輸入額も漸く減ずるの傾向あり。以上列擧したる本邦重要な食用農産物を最近(三十四年)の價額に積りて、彼れ是れ産額の多寡を比較し、以て我國地産力を示せば、合計八億六千三百九十萬圓にして、一人口に付約二十圓に當る、其内譯は左の如し(菜蔬を算入せず)

米	四億六千八百萬圓	麥	一億八千八百萬圓
粟	一千六百八十萬圓	大豆	四千六百萬圓
小豆	七百七十萬圓	蕎麥	九百萬圓
黍	百五十萬圓	稗	三百六十萬圓
甘藷	四千九百萬圓	馬鈴薯	三千三百萬圓
甘蔗	一千二百八十萬圓	茶	二千三百萬圓

桑畑多き地

烟草 四百五十萬圓 合計 八億六千三百九十萬圓

○工藝用農産物は我國に於ては蠶業より生ずる繭を以て第一とす、我國の氣候土性は桑樹の栽培に適し、桑畑は三十萬餘町ありて、福島縣の如きは三萬町に達し、群馬、長野の兩縣も二萬五千町以上なり、次に埼玉、山梨、岐阜、山形、新潟、茨城の諸縣は一萬町以上なり、近今は各國とも多少の桑畑あれども、沖繩のみは殆ど皆無にして、青森、長崎、香川、徳島、大阪の如きも一千町以下なり、概して近畿以西の地は桑畑に乏しく、近畿以東の地特に中央内地は蠶業の盛なる地にして、近江より羽前に達する間最も盛なり、此内地は土地氣候共に比較的農耕に適せず、農産に乏しき上に海産物は皆無にして、富源乏しき所なるに近年此蚕業なる財源を得て盛に

桑畑の少き地

繭産地

發達せり、是れ外交の賜、又火山の賜と謂ふべし、繭の産額も之に準ず、全國近年の繭産額は二百萬石に達す、内長野縣に三十二萬石、即ち全額の一割六分を占め、全國第一とす、群馬縣は三十萬石を産し、第二とす、之を其住民に配當すれば、長野の産額は一人口に付二斗六升五合にして、各家一石三斗三升に當り、群馬は二斗六升にして、各家一石三斗の平均に當る、次に埼玉は十四萬石、福島、岐阜は各十萬石を産す、以上五縣は本邦蠶業地の中心なり、次は山梨、愛知、滋賀、山形にして、各七萬石以上、又東京、神奈川、茨城、静岡は各五萬石以上を産す、之を蠶業地とし、之に反して、青森、香川、沖縄の如きは其産額二千石に達せず。

生絲の輸出

繭は概ね生絲として輸出品となり、明治三十年に於て五千

蠶業地の中心

蠶業不發達地

綿の産地

五百六十萬圓、卅一年には四千二百七十萬圓、卅二年には五千九百七十萬圓に上り、卅三年には四千四百七十萬圓を輸出し、我國輸出品中の最多額を占む。

綿は暖地の植物なれば、南日本に適し、北緯三十七度以北は殆ど綿を産せず、最も能く産するは近畿及中國なり、鳥取は一百萬貫の産額ありて、本邦第一とし、次に大阪(九十萬貫)、廣島(八十萬貫)、愛知(六十萬貫)等なり、其他千葉、山梨、埼玉、茨城は綿の産地なり、全國の總産額は七百五十萬貫を産すれども、國民の需用は甚だ夥しく、到底需用の十分の一をも充たす能はず、且輸入綿は價の廉なるが爲め、漸く之に壓せらるゝの傾ありて、年々産額を減じ、輸入綿は年々其額を増し、卅三年には殆ど六千萬圓の輸入あり、其外綿絲、綿織の輸入

綿及綿類の輸入額



も約一千七百萬圓あれば綿類の輸入は計七千七百萬圓の多額に達し、一國民の分頭壹圓八十錢に當り、輸入品中の最多額なり。

麻の産地

麻は全國に産し、年産額三百六十萬貫あり、麻は比較的寒地に適するを以て、北緯三十五度以北は最も能く麻を産す、我國第一の産地は栃木縣にして八十五萬貫(全額の二割三分)を産し、鹿沼は其中心なり、次は廣島(四十三萬貫)新潟(三十萬貫)及島根、鹿兒島、熊本、宮崎、長野、岩手等は麻の産地なり、内國の産額は需用を充たすに足らず支那、印度、比律賓等より年々百二三十萬圓の輸入を仰げり。

藍の産地

藍は暖地の産物なれば、四國、九州、中國は主なる産地なり、全國の産額は二千萬貫に達し、徳島は固より第一位の産地

にして、全産額の五餘を出す、所謂阿波藍是なり、次を福岡、愛知、埼玉の三縣とし、其他は著しく減ず、沖繩は産額は多からざれども、頗る良種なり、又臺灣よりは天然の木藍山藍を産す、藍は國産にては需用に不足すれば、印度等より多額の輸入を仰ぐ。

漆の産地

漆は本邦及支那の特産なれども、日本産を以て世界無比の良品とす、全國の漆汁産額は四萬貫なり、漆樹は我國にては北緯三十五度以北を産地とし、九州には全く漆を産せず、最も多く産するは長野とし、全産額の七を出す、栃木之に次ぎ全額のを産す、石川、茨城、愛知、新潟、岡山之に次ぎ其他奥羽地方とす、本邦産の漆のみにては不足なるを以て支那より漆汁五十萬圓の輸入あり。

日本紙の産地

紙 日本紙の原料は楮及三極にして、主として中國四國に裁ゆ、特に山陰道、高知、静岡、熊本は紙の特産地なり、然れども近年洋紙の盛に行はれ、且原料に藁其他を混合するを以て、著しき發達をなさず、洋紙は年々三百五六十萬圓の輸入あり、又日本紙も百四五十萬圓を輸出す。

蘭の産地

蘭 は疊表用となり、山陽道、九州は其主産地にして、岡山、廣島、大分、鹿兒島の四縣は最も能く産し、近年花蒔は外國の需用を増し、年々四百萬圓の輸出あり。

木蠟

木蠟 櫨は木蠟の原料にして、主として九州地方に産す、特に筑後は特産地にして、各地に輸出す。以上列擧したるは工藝用農産物の主要品にして、其年産額を價格に統計すれば左の如し、

農産物經濟

繭	七千六百萬圓	綿	一千八百三十萬圓
麻	二千百五十萬圓	藍	一千二百萬圓
漆	百三十萬圓	紙	八百二十萬圓
蘭	一千三百萬圓	木蠟	七百五十萬圓

即ち合計一億五千七百七十萬圓なり、之に食用農産物の總價格八億六千四百萬圓を加ふれば、我國の農産物の總價格は約十億二千七十萬圓となる、之を人口に配當すれば一人口に付二十三元八十錢となるなり。

### 牧畜

牧畜の發達

中古以來は我國にては殆ど牧畜の專業なし、我國は農耕に適するを以て、土地は農地として使用せられ、牧場は其發達

を許さず、且佛教の勢力は肉食を絶ち、食物は主として植物性に傾きしを以て、家畜は食用として飼養するにあらず、農用、乗馱等の目的を以て飼養せられたり、故に牧畜業は我國生業中最も不發達なり、然るに維新後肉食俄に流行し、牛馬其外年々食用に供する多きを加ふるを以て、其數漸く減じ之を他の海外肉食國の家畜の豊なるに比すれば甚だ劣れり。

我邦の家畜統計を示せば牛百二十萬頭を有し、馬百六十萬頭あり、之を人口に配當すれば牛は千人に付三十頭、歐米各國は露國の二百七十頭より米國の九百頭の間なり、馬は千人に付三十七頭、歐米各國は六十頭より二百五十頭の間なり、我邦肉食の流行以來牛は重もなる食料にして、毎年屠殺

牛馬の頭數

食牛の經濟

馬

豕羊

家禽

牛の産地は南日本

する牛の頭數は十五六萬頭に下らず、今十五萬頭を平均とすれば一日に四百餘頭を減ぜり、故に牛の現在高にては僅に九年を支ふるに過ぎざる割合なり。  
馬も亦近年各地とも食用に供すること流行し、長野、東京、福島、山形、岐阜、福岡の如きは最も盛にして、年々屠殺する頭數は四萬頭以上なり、豕羊の如きは一層僅少にして、養豕の行はるゝは九州の西南部にして、琉球薩摩を第一とし、羊の如きは西南地方に於て僅に飼養するのみ、家禽は下總、常陸に飼養すること最も多く、次に中國地方稍飼養する所あり。  
牛馬の配布 牛馬の配布は著しく二部に分る、本邦の南部即ち畿内以西の各地、中國四國九州は重もなる牛の産所にして、畿内以北は牛の頭數頗る少なし、土地の面積に比して

牛の最も多きは讚岐にして一方里に三百頭以上なり、次に三百頭乃至二百頭の地は肥前、備前、備中、和泉及因幡なり、次に百頭以上を有するは、中國各地及伊豫、紀伊、九州各地(日向を除外)とす、彼の神戸牛と稱して神戸港より東京其他關東に配送するものは中國産牛なり、以上を重なる産牛地とす、之に反して牛の最も少なきは、上野常陸にして一方里内に一二頭なり、其他關東諸國より東北諸國は七八頭なり、唯陸奥陸中は十頭より二十頭の間にある。

馬の産地

馬の配布は日本の中央部に少なく、南部の九州及東北部の東海岸に多し、一方里に對する馬の頭數最も多きは薩摩及肥後にして二百頭以上を牧す、肥後は農馬を主とし、薩摩には精悍の馬を産す、次に百五十頭以上の地は肥前、備中及東

海岸の兩總、常陸、磐城とす、次に舊奥州各地及九州各地は百頭以上を有す、奥州の雄壯なる産馬是なり、馬の最も少なきは河内、大和にして、一頭以下畿内及北陸各地は總て馬の僅少なる地方なり。

林業及林産

日本は林産  
裕なり

本邦は氣候の然しらる處、樹木の栽培に適せざるの地なく、新火山岩中の礫礫地を除く外は山峯、蔚蔚として緑に、密樹茂林をなし、我國土の風致を成せり、故に林産は頗る裕なり。夫れ山林は國土の裝致、國家の森嚴にして、猶ほ人體に毛髮鬚鬣あるが如し、且つ人類の生業に關して、之が爲めに家屋原材を得、薪炭を採り、間接には氣候之が爲めに調和し、泉源

山林保管の制

之が爲めに涵養せらるゝ、實に至要の國産なり。

山林は斯く重要なるを以て、其保管の制は重なる各國は必ず整備せり、我國は維新前にありても各藩共に山林の制は頗る嚴重なりしが、維新變革の爲一時其制の緩慢なりしに乘じ、各地とも濫伐大に行はれ、數百年來曾て斧斤を入れざりし深林も一朝にして裸山となりし所も少からざりし、然るに維新後大政の舉ると共に政府も大に此に見る所ありて、獨逸及其他の山林制に倣ひ、大に山林の制を改定し、樹木の保存栽植に着手せり、即ち山林の等級を制し、全國の林政區畫を大林區、小林區に分ち之を監視するが爲めに、大林區署及小林區署を設け、林務官及其他の林官を置いて、専ら之に當らしむ是に於て林制大に備はれり。

林區の制

一等林	山林の等級は、一等、二等、三等及等外に別ち、一等林とは松、赤松、落葉松、杉、檜、榎、樅、樟、檉、櫟、桂、栗、鹽地、檜、橡等凡良材となるべき木種の森列し、又は現に格別の良材なくとも、土地膏腴、運輸至便にして將來良材の生立すべき林を云ふ。二等林とは良材大樹ありと雖、町步狹小の土地、或は運輸不便にして生長稍劣等のもの、并に堤防橋梁に備ふる林を云ふ。三等林とは薪炭、用材并に鑛山備林、其他從來村民に於て資用せし雜木、篁竹等叢生する林を云ふ。等外林とは小反步又は地味確にして等級に列し難き林を云ふ。
二等林	
三等林	
等外林	
保存林	○以上は一般供用林にして又別に保存林と稱するものあり、之を禁伐林、風致林の二類に別つ、禁伐林とは水源涵養、土砂扞止、風潮除等の如き全國の保安を圖り存養するものな

り、風致林とは社寺の勝景及舊跡等を裝飾するものなり、此等の森林は皆手入等の爲め伐木するの外、普通利用の計畫を執らざるものとす、以上を現林制とす。

現今我國山林は之を御料林、國有林、民有林の三種に分つ、御料林約二百萬町、國有林一千三百四十萬町、民有林七百三十萬町、即ち合計反別は二千二百七十萬餘町歩あり、之を方里とすれば一萬四千六百方里は森林を以て掩はれたり、之に森列する樹木の數は、無慮四百五十億本あり、之を人口に配當すれば約一千本なり、頗る巨額の産なり、然れども我國の如く家屋に器具に又薪炭に多く木材を使用消費する所は、其量年々夥しき巨額に上り、只薪炭に消費する量にても年々三億三百八十萬本餘にして、之に建築材料を加ふれば、恐

森林反別

森列樹數

消費數

らくは三億五千萬本に上るべし、故に若し栽植を怠り、使用のみするものとせば、百二十年を出ずして到處寸青なき秃山となり、綠峯如黛の好景も、青一髮の風致もなき、殺風景の赤地となり了るの割合なり。(其例は朝鮮及支那にあり)

### 漁業及水産

我國の地形と海産

日本は四面環海の島國にして、海産の豊富なるべきは地形の示す所なり、故に到る處の海岸は皆好漁場ならざるはなし、加ふるに寒暖の潮流は殆ど販圖の周圍を流通するを以て、諸種の鱗族貝鰕諸方より群游し來り、種族頗る多し、今我環海の漁業場面積を計るに、無慮七百三十七萬餘町歩あり、之を現今耕耘する陸面の田畑五百五萬餘町歩に比すれば、

海國の富源

海面の生産場は遙に耕地よりも廣大なり。實に是れ海國無盡藏の富源と謂ふべし。是を以て海國は設令其陸地の面積は狹しと雖内地に介立する無海國に比すれば大に優る所あり。

海産物の不發達

然るに本邦は此の如き好位置にありながら、而かも邦土の面積狹小にして人口夥多なるに拘らず、日常食品は十中の八九は之を土地より生ずる植物性に仰げり、食膳に魚類の上れば珍味とし、賓客を饗するにも魚鱗を調理すれば之を以て優待とす、何ぞ其れ事情の相反するや、我國の如き海國にありては、海産を以て常食とし、穀菜を以て却て珍味となすべきに其然らざるものは全く海を利用するの道拙く、海業の幼稚なるに歸せざるべからず。

人口千人に對する漁民數	日	英	佛	露	奧	伊	瑞	荷	米	加	日	英	佛	露	奧	伊	瑞	荷	米	加
	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
一漁民の收穫高	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇

維新後は一般の進歩と共に、海利の洪大なるを認め、政府にも、水産局を設置し、民業を奨励誘掖し、又民間にも大日本水産會等の設立ありて、漁業其他海産採集の法頗る進歩し、近來に及びては其の産額著しく増加し、全國の水産物價額は九千萬圓以上に達せり、即ち漁民の總數約二百萬人に配當すれば、一漁夫の收得四十五圓となる、然れども之を米國の一漁夫の收得六百三十七圓、英國の四百九十圓、其他歐米各國の總て百餘圓に比すれば、本邦漁夫の收得薄き知るべし（上欄參看）

更に水産額を全國總人口に配當すれば、一人口に付二圓十錢に當る、之を農産物の約十億圓、一人口に付二十三圓に比すれば、十分の一にも及ばず、されば水産物の不廉なるも故

ありと謂ふべし、然れども近年漁業は頗る進歩しつゝありて、漁戸及漁業者も年々増加し、全國に於ける專業漁戸及兼業戸數を合すれば七十五萬戸に及び、漁業者の人數は約二百萬人あり、内專業八十九萬人、兼業は一百六萬人あり、即ち專業漁民は總人口千人に對し、二十二人にして、專業兼業を合すれば總人口の二十一分の一に當る、又之れに使用する漁船數は約四十五萬艘に達せり。

本邦の重要水産物は、鯉、鱈、鯉、鯉、鰯、鰯、鰯、鰯等を主とす、鯉は捕獲數量の夥しきことは第一にして、全國の總産額は一千一百万圓なり、即ち全水産額の七を占む、其漁場と稱せらるゝ所の漁期には山を築くに至る、故に我國にて水産の豊なる所と謂へば、鯉の多漁所なり、鯉の第一産所は東海岸、特に九十九

鯉

鯉

鯉

鳥賊

里濱にして、茲に全産の二十分一を出す、是より常陸に亘る海面にも多し、次は北海道、長門沿岸、肥前沿岸及三河海岸は鯉の好漁場なり、鹽鯉、干鯉、肥料として其用廣く支那にも多く輸出す。

鯉は總産額六百五十萬圓にして、鯉に次げり、千葉、三重、静岡、茨城、高知、長崎の各縣は其産所なれば、鯉は南部海の暖流生水産なり。鯉は五百萬圓を産す、鯉は寒流生なれば其産所には著しき境ありて、北緯三十九度以南の海水には全く之れを産せず、太平洋にては親潮流域、日本海にては秋田沖以北なり、特に北海道沿岸は鯉の特産地なり、以上三種は本邦水産物最重要なる物なり。

鳥賊は第四に位し、日本海の西南部に多く産す、其産額四百





北海道

臘虎、臘肭、海豹、鯨の如き貴重の産あり、故に北海道の産額は、全國水産の七分の一を占めたり、即ち一年の産額は、一千三百萬圓に達す、之れを海岸線に配當すれば、一里に付二萬餘圓、人口に分配すれば、分頭十六圓の産額あり、特に千島寒流、來滿寒流、樺太寒流中には、夥しき水族を産す、北海道より南方に赴けば、漸く産額を減し、本州も東北部は頗る巨額の捕獲あるも、南部は大に減ぜり、即ち本州は平均海岸線は一里に付二萬二千圓なれども、一人口に付一圓七十錢なり、四國は海岸線一里に付一萬三千圓にして、一人口に付三圓なり、九州は海岸線一里に付八千圓にして、一人口に付二圓三十錢となり、琉球に至りては大に減ぜり、斯の如く水産配布の南部に薄くして、北部に厚きものは、以

本州

四國

九州

水産と地産とは反對

水産額の多き地

て生産の平衡を保つものと知るべし、夫れ地産にありては、總て南部の溫暖地に厚くして、北部の沍寒地に乏し、彼の草木に於ける、禽獸に於ける、昆蟲に於ける、南部は常に種類多くして、其繁殖も亦速なり、故に水産は之に反して、北部に厚くして、以て其の平衡を保持せしむるものなり、各縣に就て漁業及水産の配布を観るに、水産額の最も多きは、千葉縣にして、四百五十萬圓を産す、次は山口縣にして、四百萬圓を出す、是れ内海及日本海の兩面を控へたり、第三は長崎縣にして、沿海の長き全國の冠たり、第四は静岡縣にして、第五は三重縣、三百萬圓以上、次に二百萬圓の産あるは、廣島、高知、新潟、愛媛、茨城なり、以上十縣は我國水産の豐富地なり、次に鹿児島、熊本、島根、和歌山の各縣とす。

鹽田

製鹽と雨量

製鹽多き各縣

製鹽 本邦の製鹽年額は六百四十五萬石にして、鹽田の面積は年々増加して、凡八千町歩あり、製鹽は降雨に關係するものなれば、雨量寡き年は製鹽額多くして、降雨頻繁の年は收額は從て減少せり、故に又雨量少き地は製鹽の適地にして、産額少からず、即ち瀬戸内海沿岸地の如き雨量多からざる地は製鹽の主場なり、是を以て我邦中製鹽額の多きは皆瀬戸内海沿岸なり、全國第一に産額多きは山口、香川の兩縣にして、何れも百二三十萬石を産す、即ち兩縣にして全國の四分の一を占めたり、次は兵庫(百萬石)其他瀬戸内海の岡山、廣島、徳島、愛媛等は製鹽の多き地なり。

### 鑛業及鑛産

我國の地質と鑛産

坑數鑛區

鑛産額

我國の地質は種々錯綜せるを以て、鑛物の分布從て多く、諸種の金屬及非金屬概ね産出せざるなし、特に石炭、銅、鐵、金、銀の如きは其分布頗る多き方なり、又近來鑛物の掘採法に學理を應用し、泰西の方法に倣ふに至りしを以て、其掘採高も著く増加し、年々新鑛の發見、借區の出願數を増し、鑛業者の數大に増加したり、現今の坑數五千三百ありて、鑛區の總面積五億坪に及べり、故に政府に於ても札幌、盛岡、東京、大阪、福岡の五鑛山監督署を置きて之を監督せり。

我國最近の鑛産額は四千萬圓あり、然れども明治二十年を顧みれば、僅に六百八十萬圓の産額なりしを以て、十三四年

石炭  
銅、銀  
金

間に六倍せり、諸礦物の中、産額の一百萬圓以上に及ぶは金、銀、銅、石炭の四種なり、然れども石炭は著しく多く二千五百餘萬圓を占む、次は銅の九百萬圓、次に銀の二百二十萬圓、及金の百四十萬圓の産額なれば、此四礦を以て三千八百萬圓を占め全産額の九割五分に達するを以て他の諸礦は僅に五分なれば、我國は石炭、銅、銀、金の産地とも謂ふべし。

● 我邦最近の黄金産額は三百十貫、價格百四十萬圓なり、即ち世界總産額の約五十分の一なれば、我國産金の割合は面積に比すれば多く、世界黄金産國の一なり、往時我國黄金の産額は頗る多かりしが如く傳ふれども、今より之を見れば甚だ僅少なり、産金の額は年々其量を増加しつゝあり、明治八年の産額は僅に四十六貫なりしを以て、今は既に七倍

黄金の産額

金産の配布

せり、近來北海道の枝幸地方に大砂金場を發見したれば、産額は益増加すべし。

産金の最も多きは、鹿兒島縣にして、薩摩、大隅の間に金坑處處に存し、山ヶ野、芹ヶ野等の金山あり、其産額は八十五貫に及ぶ、之を第一の産所とす、次は佐渡、金北山にして七十貫の貫の産額あり、在昔は佐渡の土と言へば金を意味することにして、金産は佐渡の如く心得たり、次は秋田、福島なり。

世界銀産の増加

● 現今世界銀の産出量は著しく増加し、特に米國の如き夥しき銀脈を藏する鑛山を發見し、著々産出するを以て、銀の市價は大に下落し、金と銀との價格著しき高低を生じたり、今世界銀の産出總額を擧ぐれば、凡百七十萬貫にして、其價格は凡二億圓に上れり。

我國の銀産

我邦は概するに銀鑛脈に富み、銅、石炭に亞て第三に位す。然れども之を世界の銀産國に比すれば頗る少額にして、世界總産額の殆ど百分の一に過ぎず。されども我邦銀の産出は年々其額を増加し、前途頗る有望の鑛物と謂ざるべからず。即ち明治八年には一千八百貫の産額なりしが、同十八年には六千貫となり、最近にては一萬六千貫、價格二百二十萬圓を産出するに至れり。

銀産地

我邦に於て最も多額の産出ある銀山は羽後の院内及阿仁にして此兩坑より我國銀の總産額の二分の一を出すを以て、羽後は銀の特産地と謂ふべし。次は但馬の生野、陸中の小坂、佐渡の相川等なり。

銅の産額

銅 我邦は世界の重要な銅産國なり、即ち銅は我鑛産中

銅産地

第二位を占むる重要鑛物なり、最近の産額は三千五百萬斤に達し、世界總産額の十二分の一を占む。故に世界に對する鑛産の位地より言へば、銅は石炭に勝りて本邦有名の産物なり。且つ我國土には銅鑛頗る廣く分布し、前途最も有望の鑛産なり。而して其産額、年を逐ふて増加し、明治八年には僅に四百萬斤にして今の半にも及ばざりしが、同十六年には一千萬斤に上り、同二十年には二千萬斤となり、今は既に三千五百萬斤の巨額に上れり。

本邦銅の産地は第一足尾にして九百二十萬斤、即ち全額の半餘を出す。次は阿仁にして六百五十萬斤なり、第三は別子にして六百萬斤なり、以上三坑を以て全額の七割を占めたり、其次は備中の各坑、日向五木等なり。

鐵 現今我邦鐵の産額は甚だ少量にして、僅に三萬噸餘を産するに過ぎず、毎年十數萬噸の需用ある國にして、僅に三萬噸足らずの産あり、因りて世人我國を以て鐵に望みなしと斷念したり、然るに此斷念は幸に妄想に失し、未だ調査の遍ねからざりしによれり、近來地質調査の精密に赴くに隨ひ、從來の失望と全く反對の幸運を開くに至れり、即ち我國の鐵鑛に豊富なることは是なり、特に岩手縣釜石鐵鑛よりは凡四百二十一萬噸の銑鐵を産出すべしと言ふ、實に巨額の鐵と謂ふべし、加るに其近傍仙人峠にも一大磁鐵鑛床を發見し、是より製銑すべき量は二百二十三萬噸なりと云ふ、故に釜石近傍のみにて凡六百五十萬噸の巨額に達すべし、假に現今の需用額を十餘萬噸と見積れば、六十年間は釜石

地方のみにて供給すべく、尙之に各地に於て精査したる鐵鑛の見積額を加ふれば、凡九百四十萬噸の銑鐵を産すべしと云ふ、且つ別に未だ實測を経ざるものあれば、其額彌増すとも、決して減ずることなし、實に我國鐵の原料は無盡藏と云ふべし。

石炭 我邦石炭の産額は鑛物中の第一位にして、最近の産額は六百七十萬噸に達し、其價格は二千五百餘萬圓なり、而して其産額は尙年々増加しつゝあり、今明治八年の産額を見れば、僅に五十七萬噸にして、今の十二分の一に過ぎず、して現今東京にて消費する額にも及ばざりしが、同十六年に始めて一百万噸となり、同二十一年には二百万噸に上り、同二十四年には三百万噸となり、是より非常に進歩したり。

石炭と文明

故に我國は既に世界の炭産國の一に列し、石炭は輸出品の一となるに至れり、然れども世界屈指の炭産國に比すれば、我國の産額は未だ頗る寂寥の感なき能はず、現今文明の要素は鐵石炭なるを以て、國運の駿々として進歩する諸國にありては、石炭は皆富裕なり、或は各國文化の程度は、直に石炭産額の多寡を以て判せらるゝやの觀あり。

炭産の配布

我國石炭の古き地層(中古界)より産するものは多く無煙炭なり、長門の美彌、豊浦の兩郡より産する無煙炭は最も古くして、次は越前、加賀の國境なる大野郡、谷村の産炭、及四國阿波の勝浦郡、正木村の産炭なり、次は肥後、天草炭、紀伊、宮井村の無煙炭等なり、然れども其配布豊ならず、近古界に至れば、我邦石炭原料の發生最も豊なる時代となり、其第三系は石

炭産地

炭を夾藏すること頗る豊饒なり、されば此層の配置に應じて、炭産地域の全體は自から北、中、南の三部に分れたり、北部(北海道處々)、中部(磐城常陸及兩羽)、越南部(九州北部)是なり、以上の炭田より將來容易に掘採せらるべき量にても無量十億噸に下らずと云ふ、本邦の炭量亦夥しと謂ふべし。

我國炭層の配布は以上の如し、故に石炭産額の各縣別も之に應ぜり、即ち第一に産額多きは福岡にして、四百五十萬噸、即ち全國總額の殆ど七割を占め、大牟田(三池)、遠賀川の流域等炭坑甚だ多し、第二は北海道にして六十萬噸を産す、夕張、幌内、郁春別等處々に産す、第三は佐賀にして五十萬噸、第四は長崎にして四十五萬噸、第五は福島にして三十五萬噸を産せり、以上五所は我邦重要な炭産地にして六百四十萬噸

即ち全國の九割五分餘を占む、其次は山形、和歌山、山口、熊本の各縣とす。

石炭消費額

本邦石炭の消費高は四百三十六萬噸、即ち一日に一萬二千噸を消費する割合なり、頗る巨大の消費額に至れり、以て工業運輸の發達せるを知るべし、然れども石炭消費の多き英國に比すれば、未だ少額にして、英國は一年に二億二百萬噸の炭産額中より一億六千五百萬噸を消費せり、即ち一日に四十五萬噸なれば、我國一年の消費額は英國十日間の消費額に及ばずと謂ふべし。

消費額多き所

我邦にて石炭消費額の最大なるは、愛知縣(六十八萬噸)にして、次を大阪及東京共に五十五萬噸とす、之に次ぎ福岡及兵庫の兩縣なり。

鉛

安質母尼

硫黃

石油

工藝美術の發達

以上列舉せる本邦五大礦産に次ぐ、鑛物は鉛、安質母尼、硫黃、石油及石材等にして、鉛は産額二十萬圓にして、産地は山形、岐阜、石川の三縣なり、安質母尼は愛媛縣の市川を主とし、山口縣之に次ぎ、總産額二十餘萬圓なり、硫黃は火山地方の産物なれば、我國は硫黃産國の一にして、年額三四十萬圓を出す、其産地は北海道の硫黃岳(跡佐登)國後を主とし、岩手、秋田、宮城、長野等よりも産す、石油は近來大に産額を増し、四十餘萬圓に及べり、其産地は新潟を主とし、静岡之に次ぎ、長野、栃木よりも産せり。

### 工業及工藝品

我國工藝美術の業は、國土が半熱帯より半寒帯の間に亘る



を以て諸種の原料多きと國民の意匠巧みに手工に長ずるとにより、古より頗る發達したり。而して工業として先づ行はれたるは織業なりしと云ふ、機織の業は既に神代に於て行はれたり其後韓國及漢土に交通するに及び、彼の技術を輸入せしによりて益發達し、織物に於ては古來既に見るべきものありし、其外繪畫、彫刻、陶磁器、漆器、金工、革工、木工、石工等も頗る發達したり、特に刀劍鍛鍊の如きは、我國獨得の長技にして日本刀の名世に高し。

我國民が美術思想に富み、世界の美術國を以て稱せらるゝものは、我國天然の風景之をして然らしめたるものと謂はざるべからず、既に述るが如く凡一國民の氣風は、概ね之を圍繞する自然地形の間に涵養せらるゝものにして、其思想、

## 美術と天然

其好嗜、其意匠等は其住民の四邊に羅列する地理的に存せずんばあらず、試に沙漠に住する人民に就て其思想を問へば空漠模糊なること恰も無邊の沙海に幻象を望むが如くなるべく、其好嗜は駱駝、張幕、泉地及多液の果實等の外、答ふる所なかるべく、又其意匠の變化なきこと平沙の渺茫たるが如く、其殺風景なることは炎陽の熱沙を照して極目寸青なきが如くならん、是れ自然の理なり。

我國の風景たる山水秀麗にして自然の美ならざるはなく、此間に住する人民にして美術思想に富む亦宜ならずや、自然の山水之を紙に寫せば即ち繪畫にして、之を念頭に抱けば即ち詩思なり、斯の如く自然の風景是れ美術的なるを以て、古より美術思想は次第に發達し、中古以來戰亂相踵ぐと

## 美術國たるの要素

雖時に小康あれば先づ發し易きものは美術的傾向なりし、其思想の發するものは國歌となり、國文となり、其技藝に現はるゝものは彫刻、繪畫、髹技等なりし、中にも近古江戸幕府に及びては、三百年間の泰平、美術の進歩は驚くべきものにして、美術國として世界に誇るべきもの少からず、以下各工業及工藝品に就て述ぶべし。

織業の進歩

織物業 機織の業は本邦に於ては最も古代に開けたるものなれば、今尙工業中最も盛なるは織物の業とす、特に近來は一般實業の傾向を生じたるにより、機業は年一年盛況を呈する有様にして、明治十七年の産額は一千二百萬圓ありしが、二十年には二千七百萬圓となり、二十四年には五千萬圓となり、二十六年には六千萬圓となり、三十年には一億二

千萬圓に達し、最近にては既に一億四千萬圓に達したり、即ち之を明治十七年の産額に比すれば十二倍の増加なり。故に諸産業中最も進歩の速なる業なり、又織戸の數も六十五萬戸、織工も百萬人以上あり、併し之を以て英國の如き工業國に比すれば未だ同日の論にあらずと雖、其進歩頗る速にして大勢の既に工業に向ひしを知るべし。

最近の織物産出價を全國人口に配當すれば、一人分頭約三圓三十錢の平均に當り、我國の製造品中最多額を占むる業なり、而して機織業は地方によりて甚しき盛衰の別あり、著しく盛なるは京都にして年額殆ど三千萬圓に達し、絹織を専らとす、先づ西陣を第一の産地とし、其金襴、緞子、繻子織等の著名なるは普く人の知る所なり、次は群馬にして一千四

織業盛大地

機業の十府

著名の織物

百萬圓を産す、桐生、伊勢崎等の絹織を主とす、第三は愛知にして一千餘萬圓に及び、二子織、緋木綿大に發達せり、次に福井は近來絹織盛に發達し一千萬圓あり、外國輸出の羽二重を專とす、第五は埼玉縣にして秩父織なり、次は栃木にして足利織、結城紬、佐野織、眞岡木綿の特産あり、第七は和歌山にして綿、フランネル及び木綿織を産す、第八は東京の八王子の絹織にして次に愛媛の木綿は彼の伊豫綿、紺飛白織頗る産出多し、第十は大坂の木綿織にして河内木綿、堺段通等名あり、以上十府縣は織物の特産地にして、其總産額一億餘萬圓に達し、織物全額の七割を占めたり。

其他の著名産にして産額の多きは奈良の晒木綿、緋織、新潟縣の越後縮、上布、木綿、福島、神奈川の絹織、木綿等なり、又一

産額多き織物

絹織と木綿

交織

部産の著名品は松坂木綿織、小倉織、濱縮緬、銚子縮、岩國縮、博多織、琉球緋、芭蕉布、久留米緋、甲斐絹、米澤織等なり。

各種の織物中一種にして産額の多きは羽二重にして二百萬圓に上り、福井市は其産地なり、次は生木綿にして一千二百餘萬圓を産し多く内國需用なり、第三は綿、フランネルなり、其他女帶地、縞木綿、白縮緬、絲織、紬、紋織、甲斐絹の十種なり、以上十種は我國織物の主なる物なり。

又絹織と木綿織とを比すれば、絹織は七千四百萬圓にして、綿織は約五千萬圓なれば、綿織は絹織の六割七分に過ぎず、之を明治二十四五年頃の、木綿織の絹織の八倍餘ありし時を顧みれば、著しき相違と謂ふべし、是れ絹織の發達せると、國民需用の趣の異なるによるなり、次に發達せしは絹、木

麻織

綿の交織類にして、一千七百萬圓に達し、麻織は僅に三百餘萬圓にして最も不發達なり、絹織の盛なる地は關東及中仙道各地の蠶業地方にして、綿織は畿内を主として中國に亘る綿花の産地なり、又麻織は北國奥羽及近畿を主とし、交織は關東地方なり。

舊大藩の下に機業盛ならず

機織業の未だ發達せざる處は、多くは舊大藩の地なり、岡山、仙臺、鹿兒島、静岡、水戸の諸藩地の如き即ち是なり、要するに大藩の下は其餘澤により、生活便なるを以て手工を務むるを要せざりしと、不生産者たる藩士多く、坐食に慣れたる風習は他の種族にも感染し、維新後力食自營の世運に至りても、其舊習の俄に改新し難きとによる、其他二三藩の例外に機業の盛なるは、舊來幾分が機業發達せし地か、若くは蠶絲

紡績業の發達

綿絲の特産ありて、特に機業に適當せる風土なるによれり。  
紡績業 近年綿絲の輸入夥しかりしが、綿絲紡績の業各地に起り、年々産出額を増加し之が爲め、綿絲輸入は大に減少せり、紡績會社は明治廿五年には三十社、綿絲の製出額五百萬貫に過ぎざりしが、最近にては紡績會社一百箇所に及び、其錘數百二十萬に達し、製出する綿絲の高は五千一百萬貫に達せり、即ち製出額に於て八九年間に約十倍せり、紡績業の盛なるは綿産地なる近畿中國を最とし、大阪府は其中心にして、十六會社を有し、製出高二千萬貫に及び、全國産額の四割に超へたり、次は愛知にして、岡山、廣島、兵庫、京都、和歌山、奈良等之に次ぐ、又關東にては東京を中心とし、栃木、山梨、静岡等なり、其他福岡、愛媛等にして、紡績業は續々各地に起ら

窯業は古代に開けたり

んとす。

陶磁器 本邦製陶術の古來進歩せることは陶器家の普く許す處にして支那より傳習せし技もあれど創製の時代は甚だ遠く古代より行はれたり彼の太古に製せられたる土器は暫く措き陶磁器中古代術と稱せらるゝ行基流陶器は既に天平寶字年間盛に製造せられたれば窯業の既に一千年前にありしこと明なり斯の如く製陶術は古代より傳はりたれども割合に不發達にして其産額も未だ五百萬圓内外なり然れども明治二十年に於る産額の二百萬圓同廿五年の三百萬圓なりしより見れば亦進歩と謂ふべし。

陶磁の産地

陶磁器は本邦日常必須の家器にして全國之を用ゐざる所なきを以て陶磁器の生ぜざる國は殆ど之れなしと雖其原

料となるべき陶土の多少によりて産額には甚だ不同あり全國中最も多額の産出あるは尾張にして産額百五十萬圓なれば全産額の三割を占めたり陶器の異名として瀬戸物(尾張の陶産地)の名あり其外尾張には常滑焼犬山焼等あり次に美濃にして一年の産額百萬圓内外にして美濃焼の總稱あり次に磁器製造の濫觴と稱せられたる有田伊萬里三河内唐津の産にして肥前焼の總名あるものなり多く錦様の華麗なる物なり第四は京焼の名ある清水粟田口等の産なり産額の第五に居るは加賀にして彼の赤釉畫則ち赤釉に金泥を附着せる美麗なる九谷焼は近來海外輸出頗る多く從て産出も増加せり第六は福島縣の會津燒相馬燒は近年大に産額を増し兵庫縣の姫路燒(東山燒)淡路燒滋賀縣の信樂燒膳

所焼等亦名あり、其他一部産は伊賀焼、萬古焼、薩摩焼、備前焼、出雲焼、萩焼等あり。

酒造地

酒類醸造 全國一年の酒類醸造高は四百五十萬石にして、人口に對して一斗餘に當る頗る巨額の醸造高と稱すべし、各地に付て醸造の多寡を示せば、兵庫は世人の知る如く造酒の本場にして伊丹の如き重なる産地なり、故に醸造高も全國第一にして年々五六十萬石を醸造す、則ち全國醸造の殆ど八分の一を占めたり、次に十五萬石以上の所は愛知、福岡、長野、岡山、大阪、京都、廣島、愛媛の各地とす、之に次ぐは新潟、山口、茨城、埼玉等なり。

産地

醬油製造 醬油は本邦の食物調理に要用なる品にして本邦人の醬油を用ふることは頗る多く、近來の製造高は年額

百五十萬石以上なり、即ち人口に對して三升八勺に當る、醬油製造は製鹽地に多し、製造高の最も多きは千葉に過ぎたるものなく、醬油の特産地とも稱すべし、即ち一年の製造高は二十餘萬石なり、全國七分の一を占めたり、其産地は野田を以て第一とす、次は兵庫にして播州龍野は重なる産地なり、次に瀬戸内沿岸の香川、東海岸の茨城等にして、其他は著しく少額なり。

漆器の長技は本邦

漆器 漆器の業は本邦人獨得の長技と稱せらる、西洋交通以來は、大に泰西人の嗜好に適せり、抑、本邦漆器製造業の發達せるは、其素ある所にして、上古より代々の皇室并に執政者は此業の發達を獎勵したり、既に紀元二百七十年の頃、漆部連等の官を置きて漆工を監督せしめ、其後も漆部司杯の

漆技の發達

役所を設けて獎勵せられ、大寶改新の後も、政佑令史を置き、て漆部二千人をして器物を造らしめ、或は諸國に令して漆樹を栽培せしめたり、佛教傳來の後、は既に一般に工藝の進歩したると、佛式の裝飾とによりて、此技も著しく進歩し、彩漆の技行はれ、畫紋を描き、撒金を施し、螺鈿を嵌め、又は密陀油を用ゐて描ける等の事行はれ、所謂金鏤即ち蒔繪の技も行はれたり、足利時代の美術發達と共に、蒔繪も大に進歩し、東山時代描畫杯と稱するに至れり、徳川氏昇平の世に際し、描金髹の技益進歩し、彼の日光廟の社堂殿樓塗るに黒漆及朱漆を以てし、其内部に描金を施したる等、後世に美術の長技を誇るに足れり。

維新後は一時他の美術品と共に、衰微に傾き、稀代の寶器も

漆器の産額

逸散して歐洲人の手に歸せしもの多かりし、但し是れ幸に一時の風潮にして再び回復の氣運に向はんとせり、現今全國に於ける漆器の産額は五百萬圓に及べり、其製造戸數は六千戸にして、職工約二萬人なり、他の業に比して未だ頗る不發達なれども、近年は年々増加の傾きあり、その著名なる産地を擧ぐれば、近畿地方は古來工藝の本源にして、今尙稍活氣あり、蒔繪物及一閑張の如きは名ある産品なり、和歌山は漆器の産額全國の最にして、約一百万圓を産す、黒江塗は其主なる物なり、次は神奈川縣にして、小田原塗、鎌倉彫の産あり、又静岡は維新後漆業大に興り、静岡塗、濱松塗等頗る多額を産す、次は石川縣の輪島塗、山中塗、次は京都の蒔繪物、其他一部産にして名あるは、會津塗は近來産額大に増し、其技

漆器の産地

も亦進めり、飛驒高山、能代、日光の春慶塗は實用に適し、若狹塗は美麗にして、根來塗は古雅なり、琉球塗、津輕塗、南部塗、桑名盆等も名品なり、漆器の産地は漆樹の發生に限界あるが如く、自ら地理的境界あり、漆樹は植物帯の第三帯定在植物なるを以て、畿内以西の地は殆ど漆樹を生ぜず、故に其以西なる中國四國の西部、九州は漆器の産出盛ならず。

銅器の産地

銅器及青銅器 我國は銅産國なれば銅器の製造は古より行はれ家具に用ゐたりしが、近來は又花瓶、銅像を製して海外に輸出するに至り、其産額百二十萬圓に達し、京都は最も盛大にして五十五萬圓を産すれば、殆ど半は京都製なり、次は富山縣にして高岡は其産地なり、其他新潟、名古屋、金澤、大阪等にも多少を産す。

疊表等の産地産額

疊表及莫蔭 右兩品も近來海外に輸出し、莫蔭は二百五十萬圓を産し、疊表は約二百萬圓の産額あり、疊表は大分縣に八十萬圓を産し、全國第一なり、次は廣島の三十萬圓、岡山の二十萬圓等にして、備後表、七島表の名あり、莫蔭も其産地は疊表と同じく大分を第一とし、廣島、岡山之に次ぐ斯の如く此兩品は主として九州中國に産せり。

摺付木の産地産額

摺付木 此業は外交後の傳來なれども、近來非常に進歩し、其産額六百五十萬圓に及び、盛に海外に輸出せり、其産地は神戸附近を最とし、殆ど四百萬圓を産す、次に大阪の九十萬圓、愛知の八十萬圓等なり。以上列擧せる重要工製品の産出價格を統計すれば、合計五億七千二百二十萬圓となる、之を人口に配當すれば一人に付



十三圓三十錢なり其内譯次の如し。

織物	一億二千萬圓	紡績	二億四百萬圓
陶磁器	五百萬圓	漆器	五百萬圓
銅器	百二十萬圓	壺表	四百五十萬圓
酒類	一億八千萬圓	醬油	四千五百萬圓
摺付木	六百五十萬圓		

合計 五億七千二百二十萬圓

工業地 以上述べ來るが如く、我邦の工業は其種類によりて各地盛否一ならずと雖要するに工藝の發達せるは人口の集合所たる都會城市の地なりとす、是れ主として我國は農業國と稱して一般に農耕を以て重なる職業となし、都市は職工多く資本の豊なるに原因すべし、故に工藝の盛なる

工業は都合に盛なり

近畿と工業

は三府の地にして特に合資會社の工場は最も三府に多し今東京、京都、大阪、三府に設置せる諸工場及製造所は總計五百五十ヶ所、内東京府百八十、京都府九十二、大阪府二百七十なり、此資本金總計約七千萬圓に達せり、即ち全國の一億二千萬圓に對し六割を占む。

風土上より我國の工業地と稱すべきは、近畿地方とす、夫れ近畿は久しく帝都の在りし地にして、日本文華の中心となりしを以て、其地人民の意匠自ら精緻なると、一般工藝の好尚あるとは先づ第一に工藝地として擧げざるべからず、故に機械の如き、陶磁の如き、醸酒の如き、紡績の如き、重なる工業は皆近畿諸國を以て最も盛なる地とす。

然れども近今の工業地は少しく從來とは異ならざるべか

工業地と原料

らず、近世紀の工業は多くは手練にあらずして機械的大仕掛の製造なるを以て、其機關運轉の原料なる石炭配布の多き地ならざるべからず、故に九州地方の如き石炭多く且つ貨物の海外輸出に便なる所は今後の工業地に撰定して適當なるべく、又北海道の如きも石炭産出多く將來の工業地と稱すべし、次に鐵は諸機械の原料にして其産出の多き地は工業地たるの一要素なり、之を以て東北各地、中國産鐵地の如きも亦將來の工業地ならん。

### 商業

内國商業

商業は人の需用に應じて、供給者と需用者との間を媒介するものなり、而して内國人を相手とする内國商業と、國と國

貿易

との間に行はるゝ外國通商即ち貿易との別あり、從來我國の商賣と稱せしは、單に内國商業にして其規模甚だ小なりしが、外交以來貿易行はるゝに至り、商業の範圍大に擴張し、年々盛大に赴けり、貿易は外交と關聯するを以て、之を次編に譲り、先づ内國商業を述べんとす。

商業の規模

商業の繁盛なるべき地は、多數の需用者を有すべき廣き商賣區域を控えたる地ならざるべからず、然るに我國は島國にして商區は孤立の姿に在り、且つ内部の地形も區々なれば、勢大商業區を成さず、特に維新前は故さらに入爲を以て區々に限界したるを以て、商區は甚だ狹小にして、廣く物貨を賣買するの途は杜絶せられ、商業は只小區域内に行はれたるを以て、封建的市府の外は、繁榮なる眞の商業府及巨利

ある商業としては實に乏しく大阪長崎堺等を除けば他は概ね政治府にして商業市にはあらざるなり。

商區と農區  
農區の大小  
と都會の繁  
昌

商業地と言へば即ち政治府の姿なれば商業規模の小なるは固より其所にて多くは市府住民に物貨を販ぐか或は其市府附近の小區域に於ける需用供給者の媒介をなすに過ぎず而して其小區域なるものは農耕區域に外ならざれば農耕の盛なる區即ち肥沃なる沖積層の廣狹に應じて其中央市場の繁榮にも差ある姿なり今其重もなる所を擧ぐれば關東平原なる農區の中央市場として東京市あり畿内平原に大阪京都あり濃尾平原に名古屋あり宮城野に仙臺あり内海岸平地に廣島あり筑紫平原に福岡あり熊本あり其他市町と稱する商業地は何れも農區の廣狹に應じて繁

昌の度に差あり而して必ず封建的政治府を基礎とすると我國市府の特徴とす

商運の變遷

維新後は商業特に外國商業の進むに従ひ從來の如く商業地が攻守防禦の封建的要害に據るの奇觀を離れて商業地の本色たる交通運輸の要地に移るの傾向を生ぜり我國十數年來の市府の盛衰の有様を觀察すれば自ら明なるべし即ち金澤仙臺鹿兒島松江和歌山米澤等の如き單に封建的市の人口漸く退減して大阪神戸横濱長崎函館馬關門司等の如き對外的市の人口増加は甚だ速なり是れ我國氣運の商業に向ひし證なり。

大市の浮滯

内國商業は從來大市場に限り著しく繁榮し小都邑は實に微々として商權は大市府に占めらるの有様なりしが近來

に至り商業は都鄙全般に亘りて廣く播布するの傾向となれり、即ち僻地小都邑の俄に繁昌し、人口増加する割合には、市街地(市制施行の地)は繁昌進歩せず、特に東京其他の大都市に至りては、殆ど停滞の狀にあり、其原因は地方程度の發達せると、地方分權の實行とに歸すべし。

商業は生産者と消費者との媒介なれば、若し生産者が消費者に供給するの道、即ち交通運輸の業に於て、一新するの時期あらば、商業界にも亦一新時期を促さざるべからず、現今の如く交通運輸の進歩する時に於ては、商業の變革時期にして所謂商業界の彗星年なるものなり、特に鐵道の進歩は、意想外に商業に影響しつゝあることは、各地各人の實驗しつゝある所なるべし、次に商業機關の事狀を示すべし。

商業會議所は商業の進歩發達を謀るものにして、稍商業の盛なる各市町には概ね設置あり、其會員は其地の紳商より成る、全國に五十六箇所、會員約一千七百人あり。

銀行は金融機關にして、中央金庫なる日本銀行、外國爲換機關たる横濱正金銀行、實業の發達に資する勸業銀行を始め、全國に一千八百の銀行ありて、三億六千餘萬圓の資本融通せり。

諸會社其他、農業、工業、商業、水陸運輸業を目的とする、合資會社頻りに起り、全國に七千餘の會社組織せられ、六億二千萬圓の資本既に流通せり、其内、會社數最も多きは大阪にして、六百五十社、東京は五百四十社なれども、資本金に於ては三億八百萬圓にして、大阪は一億二千萬圓なり、其他は資本

金の一億圓以上に達する府縣なし、第三は兵庫にして六千萬圓、第四は福岡の五千五百萬圓、京都の三千五百萬圓、愛知、三重、岡山、静岡、千葉、奈良の各縣は會社に投入せる資本金一千萬圓以上なり。

### 第七編

#### 外交

外交の始原

外交は古來朝鮮支那とは行はれたれども、眞に世界の交際場に入りしは近四十年來なり、則ち嘉永六年北米合衆國水師提督ヘルリ我國に來り修好互市を請ひ、翌七年三月三日修好條約を締盟せし以來英露を始め諸外國も續々來朝して通信貿易を請ふ是を以て漸次に各國と交通條約を結びたり、今所謂條約國なるものは下に擧ぐる二十一國とす、故に世界の重要なる邦國は總て我條約國となれり、條約國には公使館を建て、公使を駐割せしめ、其各要港には總領事領事名譽領事等を置けり、今條約の順序によりて外交の情況

條約國

を左に示すべし。

(一)北米合衆國 合衆國は我東方の好隣國桑港サンフランシスコは横濱を距る四千七百二十二哩あり、黒潮の流に依れば航行頗る便なれども昔は此海路を隔つるが爲めに往來頻繁ならず、慶長年間彼商船の漂着したるを以て送り歸したることあり、又嘉永元年米船にて我漂流民中濱萬次郎を送り歸し來れり、萬次郎海外に居る十一年粗英文を解し世界圖及米國圖を獻し大に世を益せり、同六年六月に至り北米合衆國水師提督ヘルリ軍艦四隻を率ひ浦賀に來り國書方物を獻じ、通信互市を請ふ、幕府大に驚き諸藩に令して沿海を警備せしめ、幕府即答する能はず物を與へて之を歸す、安政元年正月使節再び浦賀に來り互市を請ふ、依りて神奈川に於て假條約

ヘルリ來ル

開港の始

を訂し、下田港は即時に之を開き、函館は明年三月に開くべきことを約す、是れ實に我國開港の端緒とす、安政三年十月米國公使ハルリス江戸に來り國書を呈す、幕府是れと江戸大阪等七港を開くことを約す、萬延元年四月三日米國と本條約を結ぶ、明治七年合衆國建國一百年紀を祝する爲め費府に開設する萬國博覽會に參同す、同十二年大統領グラント來遊す、我官民の歡迎頗る至れり、又明治二十六年コロンプス發見四百年紀念として萬國博覽會をシカゴ府に開く、我國人參同して出品頗る多く大に好評を博せり、爾來交誼益厚く、我國民の彼國に在留するもの既に七万一千人(布哇に五萬餘)、米人の我國に在留する者亦一千三百人あり。

(二)英吉利 英國は世界の海王と稱せられ、其商船は各地を

在留人

周航するを以て我國にも既に天正年間に於て英船初めて肥前平戸に來る、是より屢平戸に來り徳川家康に國書を呈し方物を贈り通商を請ひしかば之を許したり、其後も浦賀長崎等へ來ると數次なり、安政元年八月英國水師提督スチルリング長崎に來り幕府と假條約を結び、長崎、函館の兩港を開くことを約せり、安政六年五月本條約を締盟し英國公使初めて來任す、明治十二年英領濠洲シドニー萬國博覽會に參同せり、從來邦人の留學する者多く本國及英領内在留者は五千七百餘人、英國人の本邦に在留する者亦二千人ありて交誼特に厚くピクトリヤ女皇崩御の時も本邦人は一般に厚き同情を表せり。

(三) 露西亞 我北端は露國と密邇し占守島よりは露領の山

峯相認むべし、故に我開港前より屢交渉ありし、即ち永祿年間より彼我國民の時々漂流して互に往來したることあり、嘉永六年七月に至り、露國使節軍艦四艘を率ひ、長崎に來り國書を捧げ三條の要求をなす、(一) 隣交を修す、(二) 疆界を正す、(三) 互市を請ふ、幕吏之に應接す。安政元年露艦再び下田に來る、幕府人を遣はして條約を訂せしむ、安政五年露艦品川に來り條約を結ぶ、明治五年露國皇子アレキシス我國に來遊す、我官民頗る之を厚待す、明治八年五月露國と疆界を議し、千島を悉く我に屬し樺太全島を彼に附す、同七年六月露國代理公使來任す、同二十四年五月露國ニコラス皇太子來遊す、狂漢あり無禮を加ふ、天皇親臨之を慰問せらる、露廷書を贈て之を謝す、明治二十八年征清の戰勝により清國我

遠東露付の忠言

に遼東半島を割譲す、露國主唱となり、獨佛と共に我政府に向て其永遠の平和に害あるを忠言す、我國之を納れ清國に還附せり。

我國と和蘭との關係

(四)和蘭 和蘭は第十八世紀の頃より航海業を以て各地に殖民地を拓き、其商船は世界各部に航通したり、我邦が外交及洋學の基源を開きしは實に和蘭にあり、左れば慶長年間より屢、長崎邊に來り又江戸に至りては數學造船の術等を授け、開明の種子を播したり、是を以て開國の始めには西洋より舶載したる物品皆な和蘭の名を被らせ呼ぶに至れり、特に蘭人徳川政府に告ぐるに西洋人の來るものは皆禍心を藏することを以てしたれば、幕府驚きて他の外人は退け且つ交通を許さざりしも、獨り蘭人のみ信用して來朝を許

したるを以て泰西の事物を傳へたること多かりし、幕府の末年米國を始め他の外國と條約を結ぶに當り、和蘭も安政五年假條約を結び、萬延元年本條約を締盟し、且つ留學生を送れり之を西洋留學生の始めとす。

(五)佛蘭西 佛國は海波遠く隔たりし故か、古來曾て相往來なかりしが、嘉永三年佛艦始めて長崎に來り、續て安政年間には佛艦屢來朝し、其五年品川に來りし時、幕府之と假條約を結ぶ、尋て八月に至り本條約を締結せり、明治元年始めて佛國全權公使レオンロッシュ來朝す、明治十一年萬國博覽會を巴里府に開く、我國之に參同せり、又明治三十三年巴里の萬國博覽會にも我國參同して出品せり。  
(六)葡萄牙 葡國は歐洲より我日本に交通せし權輿にして



既に後奈良帝享祿三年(三百五十年前)葡國商船初めて豊後に來りて大友氏と貿易したり、爾來屢九州に來船して貿易し、且つ天主教を傳ふ、因て天主教一時に蔓延せり、當時葡國は航海術甚だ進歩せしを以て、世界各地を周航し我國にも漂着せしもの少からず、萬延元年に至り葡船品川に來り假條約を結び、文久二年本條約を締結せり。

(七)獨逸。文政年間獨人始めて來り長崎に於て醫方を傳へたり、萬延元年獨船品川に入りて修好を請ふ、幕府遂に假條約を結び、明治元年普國公使初めて來任す、翌二年本條約を締結す、明治十二年四月獨逸皇孫ハインリッヒ來遊す、我が官民頗る厚遇したり、近來獨國は益發達するを以て邦人の留學する者多く、邦人の在留二百人餘あり、獨人の本邦に在

留する者五百餘人あり。

(八)瑞西。文久年間瑞人始めて來り貿易を請ふ、慶應元年條約書を交換す、爾來時計の輸入多きは人の知る所なり、明治十九年六月此國ゼーニア府に於て締結せし赤十字社條約に加盟し、日清戰役には大に實効を現はせり。

(九)白耳義。慶應三年本條約を結ぶ、明治三年白國特派全權公使キント來朝し國書を奉す、我白國公使は佛國駐在公使之を兼ねぬ。

(一〇)伊太利。伊國との交通は古より行はれ天主教此國より輸入したり、天正年間には邦人の彼地に到り天主教を學習せしものあり、伊達氏の如きは使節を羅馬府に遣はしたることあり、然れども豊臣氏、徳川氏等は皆外教を嚴禁し、彼

國人を拒絶したれども、傳教師等の竊に來朝すること屢なりし、新井君美の如きは之により西洋奇聞を著はしたり、是れ實に我國に於ける外國地理書の始なり、慶應五年伊國特派全權公使來朝す、同六年伊國皇甥セエン來遊す、我官民頗る之を歡待す。

(一) 丁抹 弘化年間丁抹軍艦浦賀に來る、慶應二年丁抹の使者來りて假條約を結び、同三年九月本條約を交換す。

(二) 瑞典那威 明治三十年一月兩國と條約書を交換す、然れども交通は未だ繁からず。

(三) 西班牙 西國との交通は織田氏の頃より始まる、其後も西船屢來りしも、耶蘇教を奉ずるを以て徳川幕府は貿易を許さざりし、維新の後明治元年西國と假條約を結び、同三

年本條約書を交換す。

(四) 澳地利 澳國との交通は、維新以來のことにして、明治二年澳國公使來朝して國書を奉ず、即ち條約締盟せり、明治六年博覽會を維納府に開く我國之に參同す。

(五) 清國 支那は我鄰邦にして、其上海は長崎を距る四百七十哩なり、故に古來我國との交通甚だ頻繁にして關係最も深かりしは世人の徧ねく知る所なり、維新後明治四年欽差全權大臣伊達宗城を遣はして清國と假條約を結ばしむ、同六年本條約書を交換せしむ、同七年九月臺灣事件に就き全權辦理大臣大久保利通を遣はす、清國と商議盟約せしむ、其後朝鮮の變亂より延て日清交渉に及ぶ、故に特派全權大使伊藤博文を遣はし、清政府に商辨せしむる等のことあり、

然れども未だ曾て隣交を破られざりしが、明治二十七年夏朝鮮の事件より延きて日清の葛藤に及び、遂に膺懲軍の止むべからざるに至る、於是戦争十ヶ月に亘り、我軍連戦連勝、清帝其爲すべからざるを知り、土地を割き償金を納め、港を開き和を請ふ、我國之を許し、舊好に復す、爾來我國の進歩に倣はんとし、續々留學生を送れり。

明治三十三年夏北京に義和團事變あり、各國兵を送りて聯合軍を組織して公使館員を救助す、我軍其主力となり奮戦して遂に救援の目的を達せり、爾來未だ全く事局を結ばず、本邦人の清國各地に在留する者約二千五百人あり、清人の本邦に在留する者は六千五百人なり。

(一六) 秘。露。

明治六年假條約書を交換し、同八年本條約を結

ぶ公使は米國駐在公使之を兼ねぬ。

(一七) 韓。國。我國を距ること最も近く、其釜山港は長崎より僅に百六十二哩に過ぎず、交通最も便なり、されば古より朝鮮とは往來頻々なりし、徳川氏以來も元和四年釜山に日本館を造り、又草梁館を造る等の事ありて、吉凶互に相訪問せり、明治八年朝鮮江華灣に於て彼守兵帝國軍艦雲揚號を砲撃す、因て之を詰問す、朝鮮政府専ら修好の意を表す、即ち修好條約書を交換し、朝鮮の獨立王國たることを列國に紹介す、同十三年朝鮮修信使來る、明治二十七年我國の扶助によりて清國の干渉を退け、大に内政を改革し、我國より政治顧問を聘し、留學生を送り、總て我國に倣ひ、獨立の實を擧げんとす、其各港は我を距る近きを以て、本邦人の在留する者一

萬五千人に及ぶ韓人の本邦に在留する者亦少ならず。  
 (一八)暹羅 暹羅との交通は既に足利氏の頃より行はれ、我國民の彼地に航したるもの少からざりし、明治二十年暹羅國修好特派大使來朝し、交通條約を請ふ、是に於て最惠國條約を締結せり。

- (一九)墨西其 明治二十一年此國と修好條約を締結す。
- (二〇)伯刺西爾 此國とは明治三十二年通商條約を締結す。
- (二一)希臘 此國とは明治三十三年通商條約を締結せり。

### 貿易

貿易の進歩

我國貿易の業は年々長足の勢を以て進歩せり、然れ共時運の變遷に應じて輸出入互に消長ありき、當初我國貿易の有

様を觀るに、國民が歐米文化を景慕するの餘、併せて其有形なる外國産品をも需用するの度非常に増加し、從て輸出額は輸入額と相償ふを得ず、年々輸入超過を生じ、貨幣海外に流出するに至れり、然るに其後次第に國民が外品模造に長じたと、内國産業發達し特に生絲茶等の産額大に増加せしとにより、往々輸出超過を見るに至りしが、日清戰役後は又俄に外品の需用を増し、著しき輸入超過となり、未だ輸入相償ふに至らず。

爰に遡りて外國交易進歩の景況を示さん、に維新の際即ち明治元年に於ける輸出元價は一千五百五十萬圓にして、今の生絲輸出額の半數にも及ばざりし、爾來漸次に進歩し、明治六年に至りて輸出額は二千萬圓臺となり、二十年には五

輸出額の遷